

第4回古平町議会定例会 第1号

平成25年12月19日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第47号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第6号）
- 5 議案第48号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第49号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第50号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第51号 平成25年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第52号 平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第54号 古平町税条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第55号 古平町高齢者複合施設「ほほえみくらす」の設置及び管理に関する条例案
- 13 議案第56号 古平町水産物流通荷さばき施設の設置及び管理に関する条例案
- 14 議案第57号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 15 議案第58号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の変更について
- 16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 17 意見案第14号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 18 陳情第5号 生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に意見書提出を求める陳情書
- 19 陳情第9号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書採択を求める陳情書
- 20 陳情第15号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択をもとめる陳情（請願）書
- 21 陳情第16号 「「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」を求める」意見書採択を求める陳情（請願）書
- 22 陳情第17号 2014年度及び2015年度の北海道後期高齢者医療の保険料値上げに反対する陳情書
- 23 陳情第18号 秘密保護法の「廃止」を求める陳情書
- 24 一般質問

○出席議員（10名）

議長	10番	逢見輝	続君	1番	鶴谷啓	一君
	2番	岩間修	身君	3番	中村光	広君
	4番	本間鉄	男君	5番	堀	清君
	6番	高野俊	和君	7番	木村輔	宏君
	8番	真貝政	昭君	9番	工藤澄	男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本	間	順	司	君
副	町	田	口	博	久	君
教	育	成	田	昭	彦	君
総	務	小	玉	正	司	君
会	計	白	岩		豊	君
財	政	三	浦	史	洋	君
保	健	佐	藤	昌	紀	君
産	業	村	上		豊	君
建	設	本	間	好	晴	君
幼	児	宮	田	誠	市	君
教	育	佐	々	容	子	君
総	務	高	野	龍	治	君
財	政	人	見	完	至	君
水	産	田	名	信	行	君
課	税	小	原	和	之	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	藤	田	克	禎	君
議	事	係	兼	野	村	忠	弘	君
			主任					

開会 午前 9時56分

- 議会事務局長（藤田克禎君） 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。
ただいま議員10名が出席されております。
説明員は、町長以下15名の出席でございます。
以上でございます。

◎開会の宣告

- 議長（逢見輝統君） ただいま事務局長の報告どおり10名全員の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
ただいまから平成25年第4回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番、鶴谷議員及び2番、岩間議員のご両名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（逢見輝統君） ここで、去る12月13日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。
- 議会運営委員長（真貝政昭君） それでは、私のほうから去る12月13日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。
会期につきましては、本日12月19日からあす12月20日までの2日間とするものです。
議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。
なお、会議が円滑に進行した場合には、会議規則に基づき本日で閉会するものといたします。
次に、6件ほど上がっております陳情でございますが、総務文教常任委員会に付託されておりました陳情第5号、第9号については常任委員長より採択の報告があります。陳情第15号、第16号、第17号、第18号については、委員会付託を省略し、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。
以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。
以上で委員長報告を終わります。
- 議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月19日から12月20日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月19日から12月20日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告は、平成25年度9月分、10月分、11月分の例月出納検査結果、平成25年北後志消防組合議会第1回臨時会結果、平成25年北後志衛生施設組合議会第1回臨時会結果、平成25年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会結果及び平成25年第2回後志広域連合議会定例会結果の5件でございます。

内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。本日、平成25年古平町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては年末を迎えて何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきまして、まことにありがたく、心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、お手元に配付いたしました別冊議案にありますとおり、各会計にわたる補正予算案が6件、条例の改正案が3件、そして新たな条例の制定案が2件、工事請負契約の変更議案が1件、人事案件が1件の計13件でありまして、詳細につきましては上程の際にご説明を申し上げますので、それぞれご審議の上、ご決定、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、定例会でございますので、恒例により議案審議に先立ち行政報告を申し述べさせていただきますと存じますので、しばらくの間お聞き取りを願います。

第185臨時国会が会期を2日延長しながら去る7日未明に事実上の閉幕となりましたが、ねじれ現象の解消から法案の成立率は87%と高水準だったようであります。ただ、今回成立した特定秘密保護法は、激しく世論を巻き込んだものとなり、民主主義の根幹であります多数決の原理の中で強行採決という判断が問われる中での成立であり、何とも後味の悪い印象が残ったところあります。なお、去る12日には政府与党の税制改正大綱が決定され、来年度導入が決まった消費税8%への引き上げに伴う景気の落ち込みを最小限に抑えるべく、企業の投資を促すための減税策を多く盛り込んだものとなっております。個人向けには軽自動車税の税率引き上げのほか、所得税、住民税にあって

は一定程度以上の給与収入に対する給与所得控除の縮小により増税を図ることとしているものであります。

それでは、初めに総務企画関係から申し上げます。まず、原子力防災関係であります。去る10月8日に北海道原子力防災訓練が実施され、本町では中学生を含む92名の方がそれぞれ自家用車、バス、ヘリコプターを使いながら避難先であります小樽市への避難訓練を行ったところであります。原子力防災計画では、自家用車での避難も容認されていることから、今回は道路の渋滞を想定した訓練として、コミュニティーFMを利用しての情報提供やコンビニエンスストアでの飲食物提供なども取り入れられ、レンタカーによる役場職員の運転ではありましたが、住民の方々36名が8台の自家用車に分乗して訓練に参加しております。また、自力では避難できない災害時要援護者につきましては、福祉施設から中島グラウンドのヘリポートまで自衛隊の装甲車で移動し、そこからヘリに乗って小樽市まで避難する訓練、さらに中学生にあっては学校から直接バスで避難するという訓練も行ったところであります。その後道では、泊原子力発電所から30キロメートル圏（UPZ）の住民が安全な地域へ避難するための所要時間を把握するべく、専門業者に委託して避難時間推計シミュレーションを行ったところであり、その結果が去る10月21日に公表されております。このシミュレーションは、①、避難指示の順番、②、自家用車の利用率、③、自主避難率、④、季節、時間帯などの組み合わせによる372のパターンを検討したもので、マイカーの利用率によっては避難完了時間に大きな差が生じる内容となっております。さらには、避難先をホテルとする全国初の試みであります。マイカーでの避難に当たっては駐車場の確保が大きな問題に浮上するものと思われることから、今後とも道のほうとさまざまな協議をしまいたいと考えております。

次に、防災無線についてであります。親局である役場庁舎には既に操作卓、モニター画面、送信塔等が整備されており、10月中旬からは各家庭に戸別受信機の設置作業も進められているところであり、12月16日現在における進捗率は87.3%で、年明け1月末には工事完了する予定となっております。その後逐次戸別受信機の取り扱い説明会を開催するとともに、時報等による試験放送を続け、4月1日の供用開始へと移行させてまいりたいと考えております。

次に、北海道中央バス積丹線の運行にかかわる負担金であります。平成24年度からの国庫補助制度の改正に伴う平成25年度の収支見込みが赤字決算で、先般その赤字額を648万8,000円と確定し、本町の負担額が97万2,000円との通知がなされたところであります。過疎地域を運行する中央バス積丹線の赤字は、来年度以降も発生する継続的な問題と認識しなければならないものの、通院、通学等での唯一の公共交通手段でありますことから、新年度予算審議の際にはよろしくご理解賜りたいと存じます。

続きまして、税財政関係について申し上げます。平成25年度町税収納状況及び収納率向上の取り組みについてであります。11月末における町税の収納額及び収納率は表1のとおりとなっており、前年同期の収納率と比較いたしますと個人町民税で1.7%、純固定資産税では2.9%、都市計画税が3.1%、軽自動車税につきましては2.8%上昇して全体でも2.3%のプラスとなっており、町内経済の厳しさの割にはという感がなきにしもあらずであります。また、平成25年度の税収見込み額につきましては、表2に示すように対前年度比較でプラスの302万8,000円（率にしてプラス1.3%）と予想

いたしております。

次に、町税等の収納率向上への取り組みについてであります。昨年度策定の平成24年度町税等収納率向上対策実施計画にかかわる結果検証を行いながら、今年度においても同様計画を6月に策定し、次表のような収納率の向上対策に取り組んでいるところであります。

次に、財政関係であります。平成26年度の予算編成の作業スケジュールは下表のとおりほぼ例年同様のスケジュールで取りまとめ中であり、昨年の政権交代時のような混乱はないものと思っております。ただ、消費税の増税や地方交付税の別枠加算の存廃などの決着はついておらず、先行き不透明のままです。

続きまして、民生関係について申し上げます。最初に、福祉灯油購入助成事業についてありますが、今年度も町内の灯油価格が税抜き1リットル当たり90円台後半で推移していることから、高騰する燃料費など冬期間に増加する費用に対処するための冬季生活支援金と位置づけ、冬の給付金（福祉灯油購入助成）として事業を実施することとしたところであります。対象者や給付額等は昨年度と変わりなく、低所得の老人世帯及びひとり親家庭を対象に負担の軽減を図ることといたしましたので、補正予算上程の際にはよろしくお願いを申し上げます。

次に、民生委員、児童委員の任期満了に伴う一斉改選につきましては、7月24日開催の民生委員推薦会において候補者の推薦を受け、知事に対して委嘱候補者の推薦をしておりましたが、12月1日付で現職の全員が厚生労働大臣から再委嘱され、去る11日開催の定例民生委員協議会において委嘱状の伝達をさせていただきました。申すまでもなく民生委員、児童委員は社会奉仕の精神を持って地域住民に寄り添い、必要な援助を行うという地域に根差した一番身近な相談窓口であり、町といたしましてもその活動を今後もサポートしてまいります。

次に、北後志衛生施設組合の衛生センター（し尿処理施設）であります。この施設は昭和44年に建設された施設で築44年が経過しており、今後はコンクリートの強度低下による障害や浄化槽汚泥の混合比率が高まることによる処理能力の低下が懸念されております。去る10月16日開催された北後志衛生施設組合議会全員協議会では、これらに対処するための対策として、①、し尿処理施設の新設、②、汚泥再生処理施設の新設、③、下水道施設への投入の方法がある中から費用対効果を考慮して③の方法を念頭に置き、余市町下水道課と協議することが了承されたところであります。今後具体的な計画が策定されることとなりますが、公共下水道を有する本町としては二重の財政負担を低減するためにも下水道接続率を高め、下水道整備区域内のし尿処理量を減らす必要があります。

次に、国民健康保険の関係であります。去る11月29日には後志広域連合の第2回定例会が開催され、平成24年度国民健康保険事業特別会計の決算につきまして、歳入決算額91億9,836万3,745円に対し歳出決算額が88億5,836万2,087円となり、歳入歳出差引額の3億4,000万1,658円は翌年度へ繰り越すことで決算が承認されております。なお、決算が承認されたことに伴います平成24年度分の本町の分賦金の精算につきまして1,902万8,615円が返還されることとなりますが、内容につきましては国保会計補正予算上程の際に詳しく説明させていただきます。

続きまして、保健福祉関係について申し上げます。高齢者等が安心して安全な地域生活ができ、

地域住民の交流など総合的な福祉の増進を図ることを目的に整備を進めております高齢者複合施設につきましては、12月12日現在においては65%まで工事が進捗している状況にあります。12月6日の議員全員協議会で説明いたしましたとおり設計変更に伴う工事請負費の増額補正と当該請負契約の変更議決をお願いしているところであり、さらには本施設の設置及び管理に関する条例案を提案しておりますので、上程の際にはよろしくお願いを申し上げます。

また、例年行っておりますひとり暮らし高齢者等にかかわる除雪サービスにつきましては、去る11月14日に地域ケア会議を開催し、前年度実績より12世帯減（前年度1次決定より2世帯増）の42世帯について1次決定したところであります。

次に、地域医療体制の整備についてであります。地域医療を取り巻く環境は診療報酬の減額改定や医師の確保問題など非常に厳しい状況下にあることは周知のとおりであり、今夏浮上した小樽掖済会病院附属古平診療所の無床診療化問題につきましては議員皆様のご理解をいただきながら、経常収支赤字の全額町負担などの条件のもと、平成28年3月までの現診療体制が維持されることとなったところであります。このようなことから、今般本年度の赤字予測額を補正予算として提案しておりますので、上程の際にはよろしくお願ひ申し上げます。

また、平成28年4月以降における本町の医療体制につきましても早急に方針を樹立しなければならないものと考えているところであり、町民の方々の意向を把握しながら作業の節目ごとに議員皆様のご意見を伺い、早期の方針樹立を目指したいと考えておりますので、議員皆様方の特段のご協力をお願い申し上げます。

次に、例年実施している高齢者のインフルエンザ予防対策についてであります。本年12月12日現在における予防接種法の定期2類に該当する65歳以上高齢者に対しては対象者1,425名の約56%となる798名の方から申し込みを受けております。また、重症化の予防と家族や身近な所属集団での蔓延予防のため1歳から18歳以下の若年層を対象に町単独事業として実施している任意接種に対しては、対象者330名の約68.5%に当たる226名から申し込みを受けております。

次に、11月4日から2日間、文化会館と漁港会館の2カ所で実施した秋の住民健康診査にかかわる結果は、別表に示しているとおりの44名（前年比16名減）の方が受診されており、春期と合わせ184名（前年比16名減）の方が受診されました。また、特定健診を受けられた34名のうち、メタボ基準による該当者が4名、予備軍が3名、特定保健指導対象者は積極的支援が4名、動機づけ支援が2名となっており、春期と合わせますと受診者128名のうち、メタボ基準による該当者が16名、予備軍が17名、そして特定保健指導対象者は積極的支援が6名、動機づけ支援が5名となったところであります。この結果、古平町におけるメタボの状況は、該当者では男女ともに全国平均を下回っているものの、予備軍では男性が全国推計より上回っている状況にあります。なお、秋期健診者に対する事後指導につきましては、医師、保健師、栄養士による健診結果説明会を12月3日に実施しております。

続きまして、産業関係について申し上げます。最初に、農林関係であります。水稲の作況につきましては9月定例会で回復の報告を申し上げ、出来秋を期待したものの、最終的には平均反収は467キログラム（昨年458キログラム、一昨年432キログラム）という収量の伸びに比べ、1等米比率

が17.8%（昨年86.9%）と大きな落ち込みとなり、要因としては乾燥の過剰や倒伏による品質の低下など管理面で残念な結果となっております。また、畑作物につきましても天候不順の心配はありましたが、バレイショで5,226キログラム増（前年比34.7%増）、カボチャは4,850キログラム増（16.4%）とまあまあの形で終わっております。なお、農業者戸別所得補償制度には米作農家が昨年より1戸多い10戸が参加しており、11月6日に総額443万円の交付決定を受けております。

次に、林務関係であります。愛林思想の普及啓発を図ることを目的に毎年実施しております町の植樹祭が去る10月26日に町営牧場内で開催され、アカエゾマツとマカバ計400本の苗木を82名の参加者の手によって植樹することができました。大変ありがたく、少しでも海づくりの一助になればと思っております。

また、工事関係であります。町発注工事である森林管理道チョペタン線環境改良工事につきましては去る9月25日に完成して受け渡しを終了しており、後志総合振興局発注工事であります西の沢川予防治山工事につきましては測量、設計業務が終わって本工事の入札を実施したところ応札者がなく、再入札を行ったものの、これも応札者がなかったことから、これを来年度へ繰り越して再度入札を行う予定となっております。なお、北海道森林管理局発注の丸山治山工事その4工事につきましては既に完成を見ており、別発注の丸山治山工事（丸山御崎地区）の12月10日現在の進捗率は40%となっております、来年2月17日までの工期で工事が進められることとなっております。

次に、水産関係であります。古平町水産物流通荷さばき施設整備事業の11月末現在での進捗率につきましては28%となっております、予定より1カ月程度おくれではいるものの、年度内の完成に向けて鋭意工事を進めているところであります。なお、国の屋根つき岸壁工事にかかわる同じく11月末現在での進捗率は45%となっております、こちらは順調に進んでおります。また、磯焼け対策につきましては、東しゃこたん漁協古平地区浅海部会が昆布養殖施設の設置や石詰め藻場礁の設置に取り組んでいるところであり、さらには中央水産試験場と協力しながらウニ除去による藻場造成についても調査を行っているところであります。一方、11月末現在での古平地区の漁業水揚げにつきましては、数量で2,442トン（前年同期比78トン、3%増）、金額では8億6,400万（前年同期比1,400万円、2%増）となっております、魚種別ではタコやエビが数量、金額ともに増加したことが要因であります。

次に、観光関係であります。家族旅行村キャンプ場の施設利用につきましては、9月定例会でも申しあげましたように余りにも天候が不順であったこと、加えてアベノミクスもようやく地方への光が見え始めてはいるものの、これまでの不況が影響し、長い減少下落傾向が続いているのであります。今年度のゴールデンウィークも全国的に寒い最悪のシーズンオンとなってしまいましたが、結果的に利用客は3,218人（前年比575人、17.9%減）どまりとなり、ケビンの利用は568棟と前年同数ではあります。テントは392張り（9張り減）で利用料トータルも8.8%の減収となっております。なお、歌棄海岸の利用者につきましても9月定例会で申しあげましたように土日の天候不順などによって大幅に減少しております。また、パークゴルフ場の入り込みにつきましては、大雪によるオープン時期のおくれに加え、今年度も夏の高温によって芝の状態が芳しくなく、利用者人口の減少傾向を食い止められずに11月4日（月）のオフを迎え、その利用者数は3,807人（前年比1,431

人、37.6%減)となったところであります。いずれの施設につきましても指定管理者とはさらなるサービスの向上策を練り上げ、集客を図ってまいりたいと考えております。

さらに、日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の11月末までの利用客数は対前年33人増の4万5,235人となっており、減少傾向に歯どめがかかっていたのではないかと推測しておりますが、冬期間の集客につきましても何らかの工夫をし、これ以上落ち込むことのないよう努めてまいりたいと考えております。ちなみに、旧施設平常時の平成20年度比較で申し上げますと4,728人(11.7%)の増となっているのであります。なお、温泉以外の観光施設につきましては、相当年月も経過して老朽化が著しいことから、予算の許す範囲で逐次整備を進め、よりよい施設環境の中でのサービス向上を図ってまいり所存でありますので、よろしく願いたします。

続きまして、建設水道関係について申し上げます。本町に関係する平成25年度国、道の公共工事の概要及び契約内容並びに11月末における進捗状況につきましては下表のとおりとなっておりますが、各表の中身につきましては後ほどお目通し願いたいと存じます。

なお、今冬の国道除排雪関係につきましては、昨年の(株)小田嶋組から(株)中村建設が担当することとなり、地理的にふなれでもあることから、お気づきの点があれば小樽道路事務所か町の建設水道課のほうにご一報いただきたいとのことであります。

13ページの下段でありますけれども、次に道の工事では、全工事11本のうち既に4本が完成を見ておりますが、古平川堤防質的整備工事に伴う取りつけ道路の要望もあることから、何らかの方法も考えてまいりたいと思っております。

15ページに参ります。次に、町の主な工事ではありますが、今冬の除排雪業務につきましては昨年度と同様に町内5事業者による共同企業体と11月12日に委託契約を締結し、除排雪体制の万全を期したところであります。なお、12月12日現在の工事契約及び進捗状況は下表のとおりとなって、ほとんどの工事は既に完成を見ており、後ほどお目通し願いたいと存じます。

次に、住宅リフォーム補助金の利用状況についてであります。補助交付決定件数は14件で、交付決定額351万2,000円となっております。このうち下水道接続工事を伴うものは6件であり、補助金予算の残額は548万8,000円となりました。なお、最近5カ年の同時期における降雪、積雪の状況につきましては下表のとおりとなっておりますので、参考に願いたいと存じます。

ことしも残すところ10日余りとなりましたが、12月これまでの天候は寒暖の繰り返しながらも比較的高温で推移してきており、どちらかといえば楽な展開かと思っているのは私だけでしょうか。去る11月20日、例年どおり全国町村長大会がNHKホールで開催され、総理就任1年を迎えようとしている安倍総理大臣を初め多くの国会議員が出席し、盛会に開催されたところであります。また、11月16日には東京ふるびら会が開催され、元東京銀行マンで海外勤務を長く経験した本町出身の山口保氏を講師に迎え、諸外国でのおもしろい経験談の中に古平の話をまぜながらの講演をいただきました。参加者ともにふるさとに思いを寄せながら、私からは西武所沢球場で古平野球スポーツ少年団が大変お世話になったことにお礼を申し上げ、楽しいひとときを過ごしてまいりました。さらに、11月25日には消防団120年、自治体消防65周年の記念大会が天皇、皇后両陛下を迎えて東京ドームで開催され、これまでの長い歴史の中でわずか4回目という記念式典に約3万8,000人の関係

者が集って盛大に行われたところであり、古平消防からは正副団長と支署長の3名が出席しております。目下政府は新年度予算の詰め作業を行っており、一般会計の総額を96兆円台前半とすることで調整し、来る24日には閣議決定をする段取りであります。本町におきましても前述したとおりの日程で予算編成作業を進めているところであり、例年の予算編成同様さまざまな課題が山積している中ではありますが、順序立てながら一步ずつ着実に解決してまいりたいと考えているところであります。町民の皆様にとって来る年がよりよい年となりますよう祈念いたしますとともに、議員の皆様には町政のさらなるご理解となお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ議員皆様には、本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。平成25年第4回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、10月4日に全校テーマ「TRUST（信頼）」のもとに第66回中学校学校祭、20日に「みんなが協力し、感動できるような学芸会」を児童テーマに小学校の学芸会が行われ、たくさんの方々の保護者や地域の方々にご観覧いただき、子供たちは緊張の中にも発表のしがいを感じて十分に練習の成果を発揮することができました。特に6年生が古平大火を題材に発表した創作劇「大火を超えて—天狗が呼んだ大漁」では、前日の新聞記事を読まれた町内外の方々が多く見えられ、体育館がほぼ満員の状態で大盛況でありました。今春から総合学習の時間を利用して体験者から生の声を聞いて学ぼうと取材のため訪問させていただいた施設に入所のお年寄りの方々にも見に来ていただき、涙を誘う感動的な舞台となりました。

10月8日に町内一斉の原子力防災訓練が行われ、小中ともに参加しました。小学校では、昨年度来日にちも時間も知らせない訓練を行っており、当日も押さない、駆けない、しゃべらない、戻らないのおかしの約束が守られていたと報告を受けています。中学校では、午前中町からの屋内退避指示に合わせて全校生徒が体育館へ避難する屋内退避の訓練と午後からは1年生がバスに乗って小樽市へ避難する住民避難の訓練に参加し、実際にスクリーニングや除染の体験をしてきました。また、10月15日には小中のPTA会員16名が視察研修で札幌市民防災センターで風速30メートルの暴風や震度7の地震を体感することによって自然災害の怖さを改めて実感しました。

平成26年度古平小学校に入学予定児童の就学時前健康診断を10月11日に行い、17名の児童全員が受診しました。該当する児童については、全員が幼児センターみらいに入所している幼児であります。

10月26日、中学校体育館で第38回吹奏楽部の定期演奏会が行われました。演奏会は3部に分けられ、クラシックの名曲から始まり、アニメソングなど10曲が披露され、会場に集まった110名の観客の皆さんからたくさんの温かな声援をいただいております。

中学生の自己の生活、学校生活及び社会に対する物の見方、考え方、判断力や自己の意見を堂々

と論述することを通し、多くの人々を説得する力を育てることを目的に行われている後志中学校北ブロック弁論大会が10月28日に余市東中学校で開催され、本校からも学校祭時に行った各学年代表6名による予選会で選抜された2名が出場し、「平等な社会へ」、「音楽は感情を超える」と題し熱弁しましたが、どちらも時間超過で入賞には至りませんでした。

昨年度から小学校に栄養教諭が配置されたことにより、各学年において食育授業が取り入れられ、食に関する自己管理能力を身につけさせる指導を行っております。今回の授業では、給食ができるまでの過程を知り、食べ物の大切さに気づき、感謝の気持ちを持って食事ができることを指導の狙いとし、調理中のビデオを見せながら食材の量や衛生管理等について説明し、児童からは調理員さんのエプロンの色を変えているのはなぜ、温度をはかるのはどうしてなどいろいろな質問が出され、安全な給食を口にするまでに多くの努力があることに気づかされる授業内容でした。

11月4日に余市町で行われた後志中学生バドミントン大会で男子ダブルスで準優勝し、その後行われた小樽後志代表決定戦の結果、明年1月11日、12日に小樽市で行われる全道大会への出場権を獲得しました。

地元の基幹産業の漁業に親しんでもらおうと、ことしで5年目になる漁師さんの出前授業が東しゃこたん漁協青年部の方々を講師として迎え、11月12日の5、6時間目に1年生を対象に行われました。実際のカレイ刺し網漁とエビかご漁の映像を見た後に実際の刺し網やエビかごなどの漁具に触れ、その後に行った船の係留などに必要なロープの結び方では自分一人でするまでかなり苦労していました。

11月18日に後志教育局長、次長が来館し、教職員の人事協議が行われ、いよいよ年明けから平成26年度に向けての人事作業が始まってまいります。今後の人事作業日程については次のとおりでございます。

中学校では、今年度教師力の向上を目的に「関心をもって、意欲的に学習に取り組む生徒の育成～各教科の魅力を十分に伝える授業づくり」を研究主題とし、全教職員が公開研究授業を行うこととし、既に終了した音楽、社会、美術、英語に続いて11月28日に2年生理科の公開授業を行い、管内教職員の研究協議への参加もあり、内容の濃い研究会となりました。

児童生徒が楽しみにしている冬季休業は、小学校が12月27日から1月13日までの25日間、中学校が12月21日から1月13日までの24日間となっており、その間の4日間を児童の学習習慣の定着を図ることを目的に冬休みこどもレベルアップ大作戦事業を展開します。

次に、生涯学習、スポーツについてであります。児童の基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、家庭での望ましい生活習慣の定着を図ることを目的に9月にふるびら通学合宿を行ってから学習や生活習慣がどれだけ身についたかを確認するため、1カ月が経過した10月3日から5日の2泊3日の日程で行い、子供たちの目標を達成するために頑張っている姿を見ることができました。

10月14日の体育の日に開催した第38回古平ロードレース大会には1,112名の参加があり、好天にも恵まれ、最高のコンディションで健脚を競い、心地よい汗を流していました。今回からは歩く2キロを多目的運動広場を折り返すコースに変更いたしましたが、混乱もなく無事に終えることができました。議員皆様にはお忙しい中ご参加いただき、ありがとうございました。

例年行っている町民向け芸術文化鑑賞事業を本年度は、陸上自衛隊第11音楽隊をお招きして10月25日に古平小学校体育館を会場にして自衛隊音楽隊オータムコンサートと称して行い、300名の町民の方々がそれぞれの楽器から醸し出される音色に酔いしれておりました。

古平町文化団体連絡協議会最大の事業である第39回古平町文化祭作品展示会を10月25日から29日の5日間文化会館太陽ホールで開催し、9団体18個人からの出展があり、期間中256名の方々の来場がありました。

また、毎年11月3日の文化の日に行っている文化祭発表会も46回を数え、加盟10団体が日ごろの練習の成果を披露し、会場を埋め尽くした265名の入場者から温かい声援を受けておりました。

文化団体連絡協議会に加盟するハイミッシュ女性コーラスグループの第30回記念演奏会が12月1日開かれ、12人のメンバーの方々が懐かしい童謡や歌謡曲など美しいハーモニーを披露し、会場に集まった約200人の聴衆を楽しませてくれました。

今季大活躍した古平野球スポーツ少年団の退団式が12月7日、小学校体育館で行われ、保護者が見守る中、退団する6年生10名からは今年度当初から全道大会出場を目標に掲げ、それを達成するためにはどんな練習をしてどんな技術を身につけなければならないかを監督を含めみんなで話し合っただけでシーズンに臨んだことなどが述べられ、まさに夢を実現させたという満足感に満ちあふれた退団式でありました。ちなみに、今季の戦績は、練習試合も含め70試合消化し、45勝24敗1分けでした。

集中できる学習環境の提供と学習支援を行うことにより、児童の学習習慣の定着及び学力の向上を目的に開催している放課後ふるびら塾には36名の登録があり、毎週木曜日に文化会館で低高学年別に3名の学習支援員から指導を受けており、11月までの開催回数は25日で延べ729人の参加がありました。

大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を励ますことを目的に、明年1月12日午後2時より平成26年古平町成人式を挙行いたします。議員皆様には何かとお忙しいこととは存じますが、ぜひご出席を賜りますようお願い申し上げます。教育行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第47号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第47号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、ただいま上程されました議案第47号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第6号）について提案理由のご説明をいたします。

まず、主な補正の項目といたしましては、今回歳入につきましては前回9月の定例会で決算を認定していただきました部分、前年度24年度の繰越金の計上でございます。また、歳出につきましては

は、何点かご説明しますが、障害者扶助費の増額、また高齢者複合施設の設計変更、冬の給付金、福祉灯油の計上、掖済会の有床維持のための負担金、漁協製氷工場の実施設計、また漁協の荷さばき施設の工期延長に係る経費、最後に財政調整基金、庁舎基金などの積立金というものを主なものとして計上してございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,266万4,000円を追加しまして、予算総額を34億8,984万円とするものでございます。

補正する款項の区分、金額や補正後の金額につきましては、2ページから5ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

また、今回起債の部分で地方債の追加が必要となりましたので、こちらにつきましては第2表、6ページにございます地方債補正に記載してございます。

それでは、事項別明細、歳出のほうからご説明いたします。11ページ、12ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、既定の予算に93万6,000円を追加しまして、1,319万円とするものでございます。内訳は、7節賃金、臨時職員の賃金ということで56万8,000円を新しく設けてございます。こちらにつきましては、総務課の防災対策の関係、また総務の関係ということで係の関係ということで1名、12月から3月までの4カ月分の臨時職員の賃金、7,100円掛ける80日分を盛ってございます。9節、赴任旅費でございますが、当初予算では4名の分の赴任旅費を見ておりました。今現在7名ということで、合計72万1,000円必要ということになりましたのでの増額でございます。

5目財産管理費、既定の予算に302万7,000円を追加しまして、3,376万5,000円とするものでございます。11節、修繕料52万7,000円の増額です。こちらにつきましては、役場庁舎の地下の会議室の床の部分の張りかえでございます。この部分での増額ということでございます。また、15節工事請負費を新設、新しく設けてございます。町職員入居用住宅の浴室設備の設置工事請負費です。具体的には、来年の新採用職員用に公営住宅のうちの6軒分を、栄団地4軒、御崎団地2軒の部分について浴室、バス、シャワー、ボイラー、配管等の取りかえ工事をしたいと思つての250万円の追加でございます。

5項1目統計調査総務費、既定の予算から3万7,000円を減額しまして、68万1,000円とするものです。こちらにつきましては、統計調査が終わりまして道の委託金が確定したことによる整理補正ということで、報酬、旅費、需用費、役務費を増減してございます。

続いて、3款1項2目地域福祉センター費、既定の予算に44万1,000円を追加して、1,272万6,000円とするものでございます。指定管理料44万1,000円の増額です。22ページ、23ページおめくりください。右側、需用費、修繕料ということで44万1,000円です。中身は、福祉センターの天井からとる明かり窓がでございます。何カ所もでございます。トップライトというそうですけれども、そのうちかなり雨漏りのする部分もあるということなので、4カ所を取りかえるという金額でございます。場所的には厨房、食事をつくる場所、また事務室、作業室、相談室、この4カ所でございます。

11ページ、12ページにお戻りください。一番下の行です。3目元気プラザ管理費、既定の予算に27万1,000円を追加しまして、1,278万6,000円とするものです。11節、修繕料で27万1,000円の増額でございます。元気プラザの部分の温水器の修理で70万9,000円ほどかかっておりまして、当初予算

の計上では足りないということでの追加でございます。

ページめくっていただきまして、13、14ページです。8目介護保険費、既定の予算から321万円を減額しまして、303万6,000円とするものです。28節繰出金でサービス会計のほうへの繰出金の減額でございます。サービス会計の前年度の決算で黒字905万5,000円ございましたので、ことしの分の繰出金はすっぱり減額とするものでございます。

続いて、12目障害福祉費、既定の予算に3,536万1,000円を追加しまして、4億1,559万1,000円とするものです。20節、障害者介護給付費・訓練等給付費扶助費、こちらの部分で3,536万1,000円の増ということで、これにつきましては今現在サービスの種類ごとに8月までの実績を捉えまして9月以降の見込みを立てたということで、それによる金額が年間3億5,228万9,000円必要であろうという、また前回の全員協議会でご説明いたしました地域加算15%ができていなかった部分、概算で230万円、こちらのほうにプラスさせていただきました増額補正です。

続いて、13目福祉施設整備費、既定の予算に4,186万4,000円を追加しまして、4億9,241万6,000円とするものです。8節、新しく設けました。高齢者住宅の入居調整委員会の報償費でございます。委員10名、日額5,000円ということで5万円を計上させていただきました。また、11節需用費についても新しく設けてございます。上の消耗品、3段目の食糧費につきましては、開所式の関係の賄いの経費でございます。また、2段目と4段目、燃料費、光熱水費につきましては、来年の3月の分の一月分を計上してございます。12節、郵便料につきましては開所式、電話料については3月1カ月分のものを計上してございます。13節委託料ですが、工事監理の委託料につきましては入札減で291万5,000円を減額するものです。また、下の設計図書等の書きかえの委託料ということで、これも新しく設けて、大幅な設計変更に伴います設計図書の書きかえの部分で240万8,000円計上してございます。15節、高齢者複合施設の工事費、設計変更ということで2,936万8,000円の増額です。2行目、電話設置工事、新しく設けてございます。75万4,000円追加です。3段目、体育館の消防設備の工事費888万3,000円の追加でございます。19節、障害者就業継続支援施設の整備事業補助金、設計変更に伴います増額でございます。

14目冬の給付金（福祉灯油購入助成）事業費、新しく設けてございます。350万円の追加です。こちらにつきましては、町長の先ほどの行政報告にもございましたように冬期間の生活支援金という位置づけをもちまして、従来どおりの条件で今現在347とカウントしてございますが、350世帯、1万円ということでの追加計上でございます。

続いて、4款1項1目保健衛生総務費、既定の予算に2,822万4,000円を追加して、7,871万6,000円とするものです。9節で普通旅費、診療所の関係で課長がかなり回数出張しているということでの旅費の増額でございます。ページめくっていただきます。15ページ、16ページです。19節で小樽掖済会病院附属古平診療所の有床診療維持の負担金ということで2,778万3,000円計上してございます。当初予算に盛ってございます診療所の運営補助金2,000万円につきましては、既に支出してございます。そして、病院のほうでの収支予測をもとにいたしまして、經常の損失が2,778万3,000円今の段階で予測されるということでの負担金計上でございます。28節、簡易水道事業会計への繰出金でございます。これにつきましては、交付税に措置されます簡水債、過疎債の算入額が確定したこ

とに伴います繰出金43万2,000円の増でございます。

2項1目じん芥処理費、既定の予算に68万6,000円を追加して、7,120万円とするものでございます。19節、北後志の衛生施設組合負担金です。これにつきましては、衛生組合のほうでの補正予算が7月、10月と2回ございました。また、今月の下旬に3回目の補正予算があるということで、古平町部分の負担部分が68万6,000円ふえるものでございます。

続いて、6款1項2目農業総務費、既定の予算から15万円減額しまして、88万2,000円とするものです。12節、自動車保険料、整備料、また27節の重量税の部分につきましては、農政系のほうで所管しておりました公用車の部分ですが、その車をちょっと移動しまして、予算計上では9款消防費の災害対策費で見ている車の部分を農政係が使うということにしました。今まで持っていた農政の車は収納系のほうに移しまして、収納係で持っている軽自動車は廃車にしたということで、ちょっとややこしいのですけれども、その部分でここで見ている自動車関係の保険料なり重量税は不用になったということでの減額です。

2項3目森林総合整備事業費、既定の予算から605万8,000円を減額して、177万7,000円とするものです。9節旅費、11節需用費、13節の委託料につきましては、全て減額するものです。済みません。こちらにつきましては、委託料のほうに記載してございます林業専用道の測量委託料ですが、具体的には歌棄の鼻垂石線というものをつくろうと考えてございました。国の補助、100%補助ということで計画してございましたが、この国の補助金自体が震災復興の予算によってつくられた基金からこの補助金が出るということで、この補助金の対象が厳格化されたためにつかないだろうというのを振興局のほうから通知が来てございまして、この部分すっぱり落とすものでございます。19節、まず1行目、未来につなぐ森づくり推進事業の補助金ですが、こちらについて54万円計上してございましたが、民有林の所有者との協議が調わなかったということでの減額でございます。また、2行目の森林整備地域活動支援事業交付金、こちらもすっぱり落としましたが、これは補助メニューが変更になりまして町内で施行する箇所がなくなったということですからすっぱり落としたものでございます。

3項2目水産業振興費、既定の予算に11万円を追加しまして、876万3,000円とするものです。19節、産地水産業強化支援事業補助金11万円増ということでございます。これにつきましては、製氷工場の整備を計画してございますが、協議会をつくってシンポジウム参加なり研修ということでの経費の町の負担の部分でございます。

ページめくっていただきまして、17、18ページです。4項2目水産物流通荷捌施設整備費、既定の予算に1,555万4,000円を追加して、1,670万4,000円とするものです。15節工事請負費ですが、ご存じのとおり港のほうで底地のほうに旧防波堤が見つかったということで、その撤去のために期間を要していると、それに連動して町のこの請負が工期が延長になるということを見込みましての冬の養生費と除雪費の追加でございます。1,555万4,000円です。

3目製氷・貯氷施設整備費、新しく設けてございます。410万3,000円の計上です。製氷工場の実施設計の補助金ということで、事業主体、漁協さん、事業費574万4,000円ほど、そのうち税抜き価格ですが、税抜き価格の国の負担が2分の1、町の負担が4分の1と考えましての金額410万3,000

円の追加です。

8款4項2目公共下水道費、既定の予算から53万5,000円を減額して、1億3,087万7,000円とするものです。繰出金です。下水道会計の繰出金でございますが、会計間人事異動がございました関係の繰出金の整理でございます。

続いて、9款1項1目消防費、既定の予算から109万6,000円を減額して、1億7,204万5,000円とするものです。消防組合の負担金です。内訳、24ページ、25ページをお開きください。右側ですが、まず、給料、職員手当、目が常備消防費の部分です。職員給料11名部分なり職員手当の部分の増減でございます。考え方としましては、目の常備消防費と救急業務費の部分での見ている職員の人事異動というのでしょうか、そういうものがございます。また、7月から実施してございます給料5%削減の部分も見込みましての給料、手当の増減でございます。常備も救急もそういうことで、合計で109万6,000円の減額というものです。

では、ページ戻りまして、17、18ページです。一番下の行、2目災害対策費、既定の予算から110万円を減額して、2,118万3,000円とするものです。15節、まず1行目、災害備蓄庫の請負費です。こちらにつきましては、現在1カ所小学校のほうに建設してございますが、来年予定してございました温泉の駐車場の部分に建てるものを前倒ししまして今回建てるということの196万4,000円の増額でございます。2行目、防災情報板の工事費につきましては、逆に26年度、来年度のほうに予算を計上させていただきまして設置していきたいということで、今年度につきましては330万円落としてございます。3段目、庁舎の防災備品庫の改修工事ですが、かなり1段というか、半地下でございますので、水の浸入があるということでの防水対策の部分で23万6,000円増額させてもらうものです。

19、20ページです。10款6項2目海洋センター費、既定の予算から97万6,000円を減額して、4,131万6,000円とするものです。15節、海洋センターのアリーナの改修工事、入札減で97万6,000円落とさせていただきます。

13款1項1目基金費、既定の予算に1億4,174万9,000円を追加して、1億6,902万円とするものがございます。それぞれの基金につきましては、まず1段目、財調の基金につきましては前年度繰越金の2分の1以上積み立てということでございますので、総額7,500万円になるような増額補正でございます。また、庁舎の建設基金の部分で5,000万円となるように増額したものでございます。退職手当基金につきましては、839万9,000円を増額しまして、840万円とするものです。そして、市町村の備荒資金組合のほうに3,000万円新たに積もうかなと思ってございます。備荒資金につきましては、普通納付金というものがまずございまして、そちらはそれぞれ市町村の災害があったときに使用するということでまず5,000万円積み立ててございます。そして、普通のほかに超過納付金ということがございまして、5,000万円以上の部分については超過納付金という形で積み立てるというものでございます。そちらのほうに3,000万円今の段階で積もうかなと考えております。基金に関する積み立ては年度末にしてございますので、今後この数字が動く可能性はございます。

続いて、14款1項1目職員給与費につきましては、財源更正でございます。今回給与費につきましては、簡水会計、下水道会計のほうでは見てございますが、給与の5%削減7月から実施してい

る部分の整理につきましては今回計上しようとして予定してございましたが、町の人事異動かなりございまして、まだきちんと整理ができて、完全な整理ができていない部分もございまして、3月補正で提案させていただきたいと思っております。ご了承ください。

それでは、歳入のほうの説明をいたします。

○議長（逢見輝統君） 課長、ちょっとお待ちください。

説明途中ですけれども、ここで20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、一般会計補正予算の説明を続けてください。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、歳出終わりましたので、歳入のご説明をいたします。

7ページ、8ページです。13款1項1目民生費負担金、既定の予算に1,768万円を追加しまして、2億2,492万6,000円とするものです。2節の障害者の給付費の負担金でございます。国の負担率が2分の1でございますので、歳出で増額ご説明した部分の2分の1の金額1,768万円の増額でございます。

2項1目民生費補助金、既定の予算に1,800万円を追加して、1億9,378万9,000円とするものです。3節、地域の元気臨時交付金（地域住宅関連事業）ということで書いてございますが、新しく設けさせてもらっております。字面ではわからないのですが、旧古平高校、今整備している部分の福祉会さんの事業の部分に充当するというものでございます。元気臨時交付金につきましては、24年度の3月の予算でまず盛りました大きな3つの事業の部分での地方の負担額について元気交付金が増えることになってございます。先日内示がございまして、交付金の古平町の総額が3億417万7,000円という内示をもらってございます。地方負担の9割ということでもらってございます。それで、残余が出ることになってございますので、その部分をこちらのほうの事業に振り分けるということでございます。

続いて、3目農林水産業費補助金、既定の予算から223万3,000円を減額して、273万5,000円とするものです。1節、林業専用道鼻垂石線につきましては、事業ができなくなった、補助金がなくなったということで、ここで皆減という形でございます。2節につきましては、産地水産業の強化支援事業費交付金ということで、製氷工場の設計費につきまして税抜き価格の国負担2分の1ということで273万5,000円追加するものです。

5目教育費補助金、既定の予算に1,039万5,000円を追加して、1,043万8,000円とするものでございます。2節保健体育費補助金を新しく設けてございます。元気交付金の部分ですが、こちらは内容的には海洋センターでアリーナの改修をしてございます。アリーナの改修につきましては、B&Gのほうからの助成金があります。その残った一般財源の部分につきまして、元気交付金の少し余裕ある部分をこちらに振り向けるということでの1,039万5,000円の追加です。

14款1項1目民生費負担金、既定の予算に884万円を追加して、1億4,898万4,000円とするものでございます。4節、障害者の道の負担金ですが、負担率4分の1ということで884万円の増額でございます。

2項5目農林水産業費補助金、既定の予算から74万4,000円を減額して、284万7,000円とするものでございます。2節、未来につなぐ森づくり、また森林整備地域の活動支援ということで、事業取りやめのため道の補助金につきましても全額減額するというものです。

3項1目総務費委託金、既定の予算から11万8,000円を減額して、1,093万9,000円とするものです。4節、統計調査費につきましては、歳出で説明いたしましたように……

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時 分
再開 午前11時 分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） 4節、統計の委託金につきましては、確定したことに伴う整理補正でございます。

9ページ、10ページです。18款1項1目繰越金、既定の予算に1億4,905万8,000円を追加しまして、1億4,905万9,000円とするものでございます。前年度繰越金ということで、金額正確に言いますと1億4,905万9,687円の繰越金の計上でございます。

19款4項2目雑入、既定の予算に928万6,000円を追加して、4,841万1,000円とするものです。1節雑入でございますが、まず消防組合の過年度、24年度精算できましたので、その還付金の計上です。671万3,000円と。2段目、海洋センターの改修の助成金、B&Gからということで特Aということで税抜き工事費の65%の助成金ということでございます。また、入札減になってございますので、250万円増額するものです。その他収入7万3,000円につきましては、財源調整でございます。

20款1項1目民生債、既定の予算に350万円を追加して、2億6,290万円とするものでございます。冬の給付金、福祉灯油につきまして起債がつくということでございますので、新しく節を設けて350万円、支出額と同額を計上してございます。

2目農林水産業債、既定の予算に130万円を追加して、440万円とするものです。3節を新しく設けてございます。製氷工場の設計に伴う起債でございます。130万円です。

そして、8目衛生債、こちら新しく設けました。4,770万円の追加でございます。1節、掖済会の古平診療所の有床診療維持事業債ということで4,770万円計上してございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 10ページの小樽掖済会病院附属古平診療所有床診療維持事業債ということで起債をしました。それで、この項目については、2年間について限定期間について支出することについて起債で対応するというのは、これはいかがなものかと。学校だとか、ああいう建物を起債

をして将来にわたって町民が恩恵を受けるということからすれば、長年にわたる起債返還というのは成り立つ議論なのだけれども、この2年間に限って、しかも単年度で助成していくものについて将来の町民にまでこの掖済会2年間に対する助成を10年から10年、長期間にわたって返済をしていくというのはこれいかなものかと。単年度で片づけてしまう項目でないかというふうに考えるのです。これについてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、20ページの積立金なのですが、北海道市町村備荒資金組合積立金で、先ほどの説明だと普通納付金で既に古平町は5,000万積み立てているという説明を受けました。それが普通の限度であって、それ以上積まないできたのですけれども、超過する分について今回3,000万積み立てることなのですが、特に必要がなければこのお金は一般会計で住民のために使うという方向で使うべきでないかと。今特に古平町が財政的に豊かだという説明は、一度も受けたことないです。大変な財政切り盛りをしているという説明ばかり受けてきて、特に積む必要がなければ町民の方のための福祉向上のための事業展開、あるいは教育予算に振り向けて豊かな町民生活を送ってもらうための財源に使うべきでないかというふうに考えるのですけれども、その点についてのお考えをお聞きしたいと。

それから、ページは戻りますけれども、14ページの福祉灯油購入助成金なのですが、今古平町民で年金を受給されている方が2,000人を超えています。それで、圧倒的多数が年金生活者ということで、これが増加傾向にあります。年齢制限とかありますけれども、高齢者の年金収入に頼って生活している実態からすれば、灯油代を支払うというのは極めて家計に占める割合が高いのです。道の民生部の調査では、一冬に大体高齢世帯では1,000リッター使うと言われているのです。年間ですと1,500リッターです。だから、仮に1リッター100円にしますと、この間古高の住宅料といいますか、月額の場合、年金生活者の平均が70万円、年間という数字を出していましたがけれども、これからしますと年間で灯油に15万使うというふうになると極めて困難な生活を古平町民している状況がかいま見えるのです。それで、今回また1万円だけの助成をするということなのですが、一体古平町の高齢者が冬のこの時期にどれだけの家計に占める灯油代、負担感を感じているか、どのような実態調査をされているのか、おわかりなのではないかと思うのですが、それをお聞かせください。

それと、古平町が福祉灯油の事業を始めたころは、それこそ町内の業者から100%買っていただくという、そういうやり方をしています。これが現金化されて、この実態が動いているかどうかというのが気になります。町側の予想では、動かないだろうと、町外から入り込んでこないだろうという前提のもとに現金化しました。それがどのようになっているのかお伺いします。

○財政課長（三浦史洋君） 最初の2点につきましては、財政課としますので、お答えいたします。

まず、1点目の起債の町債の部分でございしますが、掖済会の部分、今後2年間ということでの部分を起債を借りて、過疎債予定してございしますので、12年間の返済でございします。長期にわたってということでのいかなものかというご質問でございましたが、まずその点は長期にわたっての負担ということで2年間の補助はという部分での議員さんの発言はよくわかります。ただ、この経費

につきましては、何かしらの財源手当てをしなければならないということで、どうにか過疎債のソフト事業ということで持っていけると、申請していけるとということで振興局とのほうでお話がついてございます。幾らかでも財源有利にしたいということでの結果、起債の計上をさせてもらいました。だから、後年度、2年間の部分を12年間という部分での見方との食い違いは出てきていただいたし、財源のことを考えるとどうしてもこういう過疎債ソフトを使うということでの有利性をとったわけでございます。

2点目、歳出の部分での備荒資金組合の積立金をしたと、その部分余裕あるのだから、住民サービスのほうに回せということでございますが、住民サービスについてはこれまでの歳出予算におのおの計上させていただいてございます。結果的に今現在は残余が出てございますので、備荒資金組合のほうに積むと。ただ、先ほど申しましたように年度末まで待たなければなりません。この冬また大雪だったら、またその経費もかかるということでのそういう動きもございますので、とりあえずの予算計上ということでご理解願いたいと思います。

○副町長（田口博久君） 福祉灯油の件についてお答えいたします。

高齢者の生活の実態調査、単に年金収入だけなのか、預貯金の有無、そういった部分につきましての実態調査というものはしておりません。それから、灯油の町内、町外購入先につきましても今まで調査はしておりません。一昨年ですか、業者さんから聞いた中で、聞き取った中でほとんど町内だと。というのは、灯油の購入券で新規のお客さんがいましたかというような聞き方、それまで取引のない方で灯油券があることによって新規のお客様がありましたかという聞き方をしたという、販売業者さんから聞き取りをしたと、その段階では数件しかなかったという結果、町内、町外について今までに実施した調査と言えるようなものはそういったものしかございません。今回も前年度同様の方法を想定しておりますが、今回はアンケートを実施する予定であります。申請書の下のほうにアンケートの項目を3点ほどつけております。その内容といたしましては、燃料の種類、灯油、電気、まき、その他そういったもの、それから年間の使用量、金額または数量を記載していただく、そして購入先は町内なのか町外なのか、ことしこういった調査を実施いたしまして、この結果をもとにまた来年度実施内容を検討したいと考えております。

○8番（真貝政昭君） 福祉灯油のことだけについて再度質問するのですけれども、実施の基準がリッター73円でしたか、今回の説明ですと90円台の後半ということで推移していると。雑駁に基準とずれを差し引くと、リッターで25円違うのです。基準を絶対条件として考えるのであれば、夏場のことは無視して一冬に1,000リッター使うとすれば、各家庭で2万5,000円の出費増になるのです。このうちの1万円を助成するということなのですからけれども、割高になっている冬の暖房を各家庭が考えた場合、1万円分だけを町内から買うという傾向は、これはとめられないのではないかと。安いほうから一気に頼んでホームタンクに入れるという流れに変わるのでないか。古平町の税金を確実に町内の業者に還元するのであれば、現金化ではなくて、改めて商品券化に戻すだとか、そういうことを考えてみる余地があるのではないかというふうに考えます。こういうふうに行っているほかの自治体を見ますと、例えばまきを使っているような場合は灯油に見合うだけの現金化した形で助成をしているという、そういう柔軟性のある対応しているみたいなのですからけれども、ぜひ町側の

対応としてもそういう町内業者にほとんど100%還元するという前提で物事を見ていく必要があるのではないかというふうに思っているのですけれども、どうでしょうか。

○副町長（田口博久君） ただいまのお話、論点2点ほどであろうかと思うのですが、第一義的には業者に還元というのは2次的な話で、先ほど真貝議員さんもおっしゃっていましたように所得の低い方といたしますか、そういった方に対する支援、これがまず第一義であります。そして、それが有効に使われるためにということで町内業者に還元されるということになろうかと思えます。真貝議員さんも二十数円が1万円というようなお話しされていた部分からしても、まず第一義的には町民に対する支援ということになろうかと思えます。

それから、そういった点を考えまして、算定基準といたしましては灯油を基準といたしておりますが、増嵩する経費、冬場の経費としては灯油以外のものにもかかるであろう経費、そういったことも踏まえまして名称を冬の給付金という名称に変えて、そうすることによって町内での費用、購入、それ以外の灯油に限らず町内での消費にも利用されるものであろうというふうにも考えております。

○8番（真貝政昭君） 道の補助金の建前というのは、今副町長が述べられたように燃料ばかりでなくて生活全般にかかわる冬の経済的弱者に対する助成というものなのです。だけれども、古平町で始まったこの事業というのは、あくまでも灯油代の高騰、これに端を発して始まったものなのです。それを決める前段で推移していた1リッター当たりの灯油の金額というのは、大体リッター40円台で推移していたのです。これが急激に投機の対象になったりして暴騰していったと。それまで一冬5万円くらいの灯油代で済んでいたのが、今は倍の10万円という形になっているのです。これだけを考えても、油代にける高齢者の負担というのはすごいものです。かつての水準から見たら、5万円に対する1万円の助成という、そういう規模でしか今ないのです。これを冬全般の経費というふうに広げますと、これまたちょっとわかりにくい形になります。これがまず第1点。

それと、全般的な消費について押し広げますと、今町内から購買力が逃げています。そういうふうになると、油についてもこれは同じ傾向になります。どうしてもガソリン代見ても町外のほうが安いのですから、いろいろ聞きますと町外で購入しているとか、それが大多数を占めている状況ですから、このもともと始まった油に対する、燃料に対する助成というのは、これはあくまでも原点に立ち戻って、それから2次的とは言ったけれども、一義も二義もこれは背中合わせのことです。プレミアム商品券もそうでしたけれども、そういう観点で捉え直して対応すべきでないかというふうに考えているのです。どうでしょうか。

○副町長（田口博久君） おっしゃる点、十分理解しております。昨年からのご指摘もありましたので、十分理解しております。今年度のアンケートの結果を踏まえまして、早い時期にそういった方向につきましてもご報告といたしますか、来年の12月ということではなく、早い時期に方向性決定したいと思っております。

○7番（木村輔宏君） 20ページの基金の積み立てなのですからけれども、町長、どうです、これ。さっきの備荒の関係をもし役場庁舎をやるのも役場庁舎に回したら早く庁舎できないですか。これ5,000万ではなくて8,000万に、どうしてもこっちの一番下の積立金にする目的が必要でないのでは

れば、逆に庁舎をやるという方向づけでいくと、それで3,000万として8,000万、早く庁舎できると思うのですけれども、どうですか。

○町長（本間順司君） 木村議員のおっしゃることもわかりますけれども、先ほど財政課長からも申し上げましたとおりやはり今後年度末まで変わる要素も考えられるということで、ある程度備荒資金の場合は利率が高いものですから、こんな形で今回はやらせていただいたということでご理解願いたいと思います。

○4番（本間鉄男君） 今の同じ20ページのちょっと備荒資金組合のことでお伺いしたいのですけれども、限度額が5,000万円ということで今まで5,000万円、限度額というか、決められた金額が5,000万円ということなのですけれども、今回の3,000万円を新たに積み立てて、先ほどから利息の話も出ていますけれども、これの超過分の3,000万ですか、これがどういう性格で備荒資金組合に積み立てできるのか、それと利率としてはどのようなものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○財政課長（三浦史洋君） ただいまのご質問にお答えします。

整理させていただきますと、備荒資金組合に加入している市町村が預けるという形で、まず自分の町の災害のために基本的に持つておきなさいよというのが普通納付金です。それが古平町の規模ですと5,000万円ということで、5,000万円と申しております。それ以上預けておいてもいいよということでございますので、それが超過、超える、普通に対して超える部分の納付金ということも組合のほうでは受け入れております。まず、きちんとご説明いたしますと、普通納付金5,000万円ですが、昔から5,000万円積み立てておりますので、利子に見合う部分が加わっております。結果的に普通納付金、24年末の現在高は7,657万5,000円、5,000万円に対して利子が積み重なったの2,600万だと思うのですが、7,657万5,000円でございます。そして、今回計上させていただきました3,000万円は、年度末に超過納付金ということで今現在考えている予算計上が3,000万円ということでございます。利率、実際備荒資金組合、金融機関でございませぬので、利率とは呼ばないで、組合のほうでいろいろ地方に貸し付けしたり、あと国債を買ったり、運用してございます。結果的に剰余が出たということで、それを市町村に配分するというので配分率、利率みたいものですが、配分率と呼んでございます。これが24年度につきましては、普通納付金、全道一律でございませぬけれども、小数点以下11桁ありますけれども、それ約してパーセンテージで言わせていただきます。普通納付金の配分率が約1.08%、超過納付金の部分の配分率が約0.85%です。

○4番（本間鉄男君） 一般の備荒組合の資金は、災害だとか、そういうものに備えてという説明だったのですけれども、先ほどの私が質問した超過積立金、これはどういう期間とか、そういうあれで例えばいつでも引き出せるものなのか、それとも備荒組合のほうのあれで例えば1年必ず置いておかなければいけないとか、この配当率が例えば資金の預け方によっても変わってくることも一般的には金融機関の金利であればあると思うのです。その辺は、今回例えば何カ月定期みたいな、そういう形なのか、例えば通知預金的な何十日前とか何週間前に知らせて、それであればおろせるとか、その辺のきちっとした細かいことをもう少しお伺いしたいと思います。

○財政課長（三浦史洋君） 超過納付金、実際流動性がどのぐらいあるか、申し込んですぐおろせるものかというものの組合のほうに確かめてみました。そういうおっしゃったような期間決めて、1

年間なり半年間ずっとという定期預金的な部分はありません。いつでもおろせるというもので、ただ申請しましてから実際おきるまで20日間ぐらいはかかるということで事務方に聞いてございます。

○6番（高野俊和君） 8ページの地域の元気臨時交付金なのですけれども、ことしの説明でたしか新規事業に該当するものにこの補助金が該当するという説明を受けたと思います。たしかこれ当初3事業だったと思います。でっかい事業としましては、今の荷さばき所、防災無線、もう一つ小学校の道路線だったと思いますけれども、まず合っていますでしょうか、それで。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問、当初3つの事業についてそのとおりでございます。

○6番（高野俊和君） 今課長から説明ありましたが、荷さばき所に関しては当時指定管理ではなかったと思いますけれども、現在指定管理に変わったのですけれども、それでもこの資金というのは同じように該当するものなのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 元気交付金につきましては、そういう指定管理云々というのは関係なくつきます。

○6番（高野俊和君） たしか国の補助の残った分の全体の80%がこれで補助になるということでありましたけれども、それもそのとおりで間違いありませんか。

○財政課長（三浦史洋君） 結果的には90%、通常の補助金の残余、地方負担分の90%がついてございます。当初国の考え方では、80%を基準に70から90までの間でやると。古平町財政力低いということで、管内結構多い団体が90%の元気交付金の率になっております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第47号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時57分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第48号

○議長（逢見輝続君） 日程第5、議案第48号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） ただいま上程されました議案第48号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,973万2,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,084万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、繰越金、広域連合からの返還金、分賦金の還付金によるものでございます。

それでは、事項別明細、歳出、33ページ、34ページをお開きください。1款1項2目広域連合負担金といたしまして、1,150万5,000円を増額いたしまして、1億9,651万4,000円とするものでございます。これにつきましては、11月29日の広域連合の議会におきまして補正予算第1号として決定されました分賦金の増によるものでございます。後志広域連合の負担金、内容といたしましては大きなものとしたしましては広域連合の歳入で前期高齢者の交付金が680万ほど減額になったといったような財源的なものの内容です。医療給付費の増によるものではございません。

それから、4款1項1目予備費、予備費に3,822万7,000円を増額するものですが、これにつきましても今後広域連合への分賦金の増が予定されております。その内容といたしましては、療養給付費負担金の過年度の国、道からの負担金の返還分が広域連合全体として1億5,000万ほどあります。その町村別の明細がまだ広域連合のほうから示されておられません。それが2月の広域連合議会ではっきりする予定でございます。そういったものに充てるほか、不測の事態に対処するものとして予備費として計上しております。

それから、歳入ですが、前のページ、31ページ、32ページ、4款1項1目繰越金、1節前年度繰越金3,070万4,000円、これにつきましては9月定例会で認定をいただきました平成24年度決算に基づきます繰越金でございます。

次に、5款3項1目広域連合支出金、1節広域連合支出金1,902万8,000円の増、追加、これにつきましては先ほどと同じく11月29日の広域連合議会の定例会で決算認定されたことによりまして昨年度古平町が納めた分賦金の多く払った分の還付金でございます。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 31、32ページの繰越金について、内容についてもう少し詳しく説明をお願いします。

○副町長（田口博久君） 前年度24年度国保会計の決算の歳入合計2億2,435万5,702円、それから歳出合計が1億9,365万100円でございます。したがって、これの差し引き3,070万5,602円が形式収支としての前年度の黒字額ということになりましたので、今年度への繰り越しということになります。

○8番（真貝政昭君） こういうふうに考えてもよろしいでしょうか。古平町の国保税の収納率は、

余りよくないと。その実際にあった収入を前提にして、歳出が少なかったということで3,000万ほどの黒字が出たと。なおかつ、広域に対する分賦金の予想も普通考えられる予定されたものよりも2,000万ほど多かったということで、どちらも一緒くたに考えますと予定していたものよりも5,000万ほど余裕ができたというふうに考えればよろしいですか。

○副町長（田口博久君） 実は、24年度決算には23年度の広域連合からの還付金6,772万9,000円というものが含まれております。したがって、広域連合と古平町の国保会計合算した形で考えて純粹に税に求めている額が多いか少ないかというような判断というもとに立ちますと、24年度では1,799万5,000円ほどの、実質的にはその年度に入ってきた収支だけで考えると1,799万5,000円ほどの赤字ということになります。

○8番（真貝政昭君） 税の収納率が100%になると、この赤字というのは埋まりますか。

○副町長（田口博久君） 実際のところを言いますと、そういう見込みで予算はつくっております。ただ、税率改正ここ3年ほど、平成21年以来税率改正行っておりません。限度額とかはあったかどうかちょっと定かではありませんけれども、税率そのもの変えておりませんので、本来の考え方からいきますと毎年度の給付費の見込みに対して税に求める額、それが収入なりの変動、それらも見越した上での設定ということになります。そういったことを現在21年度以降行っておりませんので、仮に100%となったとしても足りるか足りないか、医療費次第といった状況が続くものと思われま

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第48号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第49号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第49号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） ただいま上程されました議案第49号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,175万2,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、9月に認定いただきました平成24年度決算による繰越金9万2,000円、これを計上しているものです。

それでは、事項別明細も第1表もほとんど同じ内容ですので、次のページ、36ページをお開きください。歳入、4款1項繰越金で9万2,000円を追加いたしまして、9万3,000円とするものです。

次のページ、38ページ、歳出につきましては、4款1項予備費、ここに9万2,000円を追加いたしまして、予備費の総額を32万7,000円として収支を均衡させたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第49号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第50号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第50号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました議案第50号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

第1条に記載のとおり、補正予算の総額は、既定の予算から225万4,000円を減額するものでございます。

では、まず歳出補正予算から説明を申し上げます。51ページ、52ページをごらんください。1款1項1目の一般管理費、ここに計上しております職員の給与、人件費の補正でございます。4月の人事異動によりまして、職員の給料で144万6,000円の減額、職員手当等で32万7,000円の減額、共済費で52万9,000円の減額をするものでございます。

それから、2款1項1目の浄水施設管理費で計上しております臨時職員の社会保険料、共済費4万8,000円を増額するものでございます。この臨時職員の社会保険料につきましては、社会保険料率

の若干の引き上げがございましたほか、当初予算でちょっと積算誤りございまして、そういったことを今回の補正で調整をしたところでございます。

次に、53ページでございしますが、公債費、起債の償還額でございしますが、補正額増減はございませんが、歳入のほうでの補正がございまして、それに伴う充当財源の変更ということで財源更正をしたものでございます。

では、歳入予算の補正でございしますが、49ページをごらんください。一般会計の繰入金で43万2,000円増額したものでございますが、一般会計の説明でもありまして、おき交付税措置されております過疎債分の繰り入れ分、これが額で9万円の減でございまして、それから、簡水債の償還分による交付税措置分が52万2,000円増額となったことから、差し引き43万2,000円を一般会計から増額して繰り入れるものでございます。

それから、その下の財政調整基金の繰入金につきましては、歳出の減とただいまの一般会計からの繰入金の増額によって268万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算を均衡させたものでございます。

以上、補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第51号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第51号 平成25年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました議案第51号 平成25年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

第1条に記載のとおり、補正予算の総額は、53万5,000円を減額するものでございます。

まず、歳出補正予算からご説明を申し上げます。66ページ、67ページをごらんください。1款1

項1目一般管理費に計上しております職員の人件費を補正するものでございます。2節給料で10万8,000円増額、職員手当等で61万6,000円の減額、4節共済費で2万7,000円を減額するものでございます。総額53万5,000円の減額でございます。

次に、歳入予算、64ページをごらんください。一般会計の繰入金、歳出と同額の53万5,000円を減額して歳入歳出予算を調整したものでございます。

以上、補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第51号 平成25年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第52号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第52号 平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第52号 平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し述べます。

これは、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ584万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,544万4,000円とするものであります。

この追加の理由につきましては、平成24年度の決算の確定に伴う翌年度繰越額905万5,000円を繰り入れるものであります。

それでは、事項別明細について説明いたします。まず、79ページ、80ページをお開きください。歳出です。2款1項1目予備費、既定の予算に584万4,000円を追加し、598万6,000円とするものです。

では、歳入を説明いたします。77ページ、78ページをお開きください。まず、2款1項1目一般会計繰入金、既定の予算321万円を全て皆減するものでございます。そして、ゼロとするものであります。

それから、3款1項1目繰越金、既定の予算に905万4,000円を追加し、905万5,000円とするものであります。これは、前年度繰越金であります。

以上、説明終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第52号 平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第53号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

次のページをお開き願いたいと思います。改正の内容でございますけれども、ここに書いてありますとおり第4条第6項を次のように改めると。第4条は、初任給及び昇格、昇給の基準でございます。この基準の第6項の改正でございます。ここに書いてありますとおり55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員については、前2項の規定にかかわらず昇給停止とすると。

そういうことで改正前はどうかとといいますと、説明資料、ホチキスどめの厚い説明資料ありますので、それと先ほどお配りしました1枚物の補足資料、この2つちょっと用意していただきたいと思います。厚い12月定例会説明資料の1ページでございます。まず、厚い資料です。横書きになってございますけれども、ここでは改正後、改正前載ってございますけれども、改正前につきましては55歳超える職員については一般の55歳未満の職員4号俸とあるのを2号俸とすると、これが今まででした。1年間に2号俸は昇格すると。それを改正後は、前2項の規定にかかわらず昇給停止とすると、そのような内容でございます。

これにつきまして若干ご説明したいと思います。そういうことで1枚べらの補足説明資料、先ほどお配りしましたこの補足資料、よろしいでしょうか。1枚べらです。ここで若干ご説明申し上げ

ます。これは、国家公務員のことですけれども、古平町は国公準拠すると、そういうことでこれについてご説明申し上げます。今回の昇給停止の経緯でございますけれども、これにつきましては昨年平成24年8月8日の人事院勧告、ここで給与構造改革における俸給表水準の引き下げに伴う経過措置を廃止しても50歳代後半層における官民の較差はなお相当程度残るため、次の措置を講ずるべきと人事院は勧告したと。内容は、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給を停止すると、こういう勧告でございます。この勧告に基づきまして、平成24年に勧告ですけれども、改正は25年になってしまったと。説明では、政権交代によって自民党が今回改正案を出したと、そういうことでございます。そういうことでことしの1月24日閣議決定と。そういうことで6月17日給与法が成立して、21日に公布になったと、こういう流れでございます。

あと、中身でございますけれども、これについては法律の施行は26年、来年1月1日に施行すると、そういうことでございます。55歳を超える職員の昇給については、以下次のとおりとすると。勤務成績が標準では昇給しないと、これ55歳を超える職員です。標準の成績では昇給しないと。勤務成績が特に良好、または極めて良好の場合における昇給の号俸数を現行より抑制すると。その内容が下に、横の棒グラフですけれども、描いてございます。そして、国では昇給区分、A、B、C、D、Eの5つの区分になっています。そして、現行では極めて良好な場合は若い職員と同じく4号俸と。特に良好は3、標準が2と。やや良好では1と。良好でない場合はゼロと。それを右のようになっています。そういうことで、先ほども言いましたけれども、国公準拠ということで古平町では標準であれば昇給しないと、そのように改正するものでございます。

あと、下に参考とありますけれども、若い職員、55歳までの職員につきましては今現在先ほど横の帯グラフで説明しました倍、8、6、4、2、ゼロと。それが今まで4、3、2、1なのを2、1、ゼロ、ゼロ、ゼロとなると。そういうことで標準ではゼロだと。そういうことでご理解いただきたいと思えます。

そういうことでよろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 補足説明資料の真ん中辺に昇給区分のA、B、C、D、Eとあります。これの客観的な判断基準って何なのですか。それと、これは誰がこのように判定することになっているのですか。

○総務課長（小玉正司君） 先ほど説明申し上げましたけれども、まずこの資料につきましては国の資料でございます。そういうことで古平町ではA、B、C、D、E、このような昇給区分は設けてございません。ここで先ほどの説明資料、厚手の資料ありますけれども、ここの第5項に書いてありますとおり古平町では同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸を4号俸とすると、このような規定の仕方しかしてございません。

○8番（真貝政昭君） それでは、古平町の場合、例えば国の区分の勤務状況が良好ではない、昇給が停止となったような事例というのはあるのですか。

○総務課長（小玉正司君） ここで書いてありますとおり、まず良好、ごく一般的に良好な職員については標準でございます。これについては4号俸と。ただし、国の人事院規則にもございませ

れども、長期に休んだ職員、それについては2分の1なり、また昇給しないと、そのようなことの基準にのっとって古平町でもそういう規定を使っております。

○8番（真貝政昭君） 昇給についてのこのような流れというか、それについて概略説明できますか。

○総務課長（小玉正司君） 申しわけございません。質問の趣旨がちょっと理解できなかったものですから、もう少し具体的にお願いいたします。

○8番（真貝政昭君） 一般的に従来は、55歳だとか50代のこういう昇給停止だとか、それから昇給の割合だとか、以前では順調に上がっていったという流れがありました。それがブレーキがかかり始めてきたと。国の指示、政治的な感覚、そういうのの流れの概略を説明できますかという質問だったので。

○総務課長（小玉正司君） 大変申しわけなくて、詳しくは説明できるだけ私知識まずないです。ただ、昔から、今から20年くらい前から57歳で昇給停止だとか、55歳、57歳、そのような制度もございました。それから、つい最近給与の改正とか大幅な改正があったりして、そして今の体制の、昔は1年に1号俸上がっていたのですけれども、それを細かく4つに分けて4号俸に今なっています。そのように大きい給与改正もございまして、そして今の体制になったのが五、六年前でないかなというように気はしますが、そういうことで今回官民較差、50歳代後半の職員については民間よりも高い数字にあると、そういう人事院勧告に基づいて今回55歳を超える職員については標準的には昇給停止だと。大変雑駁ですけれども、そのような知識しか今私答えることができませんので、ご理解願いたいと思います。

○4番（本間鉄男君） 先ほど給与の削減される例として、例えば長期休養していたとか、そういうようなことが言われていましたけれども、人事評価する場合一般的な会社でいうと、例えば総務課だとか人事課で評価表というのをつくって、それをもって人事、その人の評価をしてやっていくということがありますが、例えば町の場合はこういう見直し後でやはり良好とか極めて良好、この辺を導入するということでしたら、その辺の人事評価表というか、そういうものをつくって、それをもって人事評価しているというようなことがあるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 先ほど真貝議員さんのほうからも質問ございましたけれども、古平町ではこのようにAからEまでの評価はしてございません。それにつきましては、今後の課題でないかなと思います。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

反対討論。

○8番（真貝政昭君） まず、国家公務員について法律でこのようになったということで、国のほうは地方自治体に対して同じような措置を講ずるよう求めると、それに基づいて条例でこのように出てきたということなのですから、まず今回の人事院勧告は守るべきに値するものかどうかと

いう点で私は疑問を持っています。民間の給与は、ずっと下がり続けています。片方で企業の内部留保がふえ続けて、天井知らずに今ふえ続けています。もうけを労働者に還元しないで内部留保という形で体力を蓄えていくと、この流れは基本的に変わっていません。だけれども、安倍政権のデフレの状況のもとで購買力が落ちているというもとで賃金を上げなければならないという、これは国会答弁でも表明しているのです。ところが、実際はそうはなっていないと。民間給与の平均を基準にして支払っている公務員給与、こういう民間の実態、悪循環をそのままのみにしているこの人事院勧告というのは今回値しないのではないかというふうに私は思っています。なおかつ今の政権は二、三%のインフレを目標にしています。そして、消費税も5%から8%にすると、次の年には10%という増税の方針です。労働者からすれば、これはいただけない実態なのです。そういう面で公務員の給与を民間が下がっているという、それを基準にしてこのような措置をとるというのはまずいただけないと。

それと、もう一つは、国でのやりとり、国会でのやりとりを見てみますと、この良好ではないという部類なのですが、まずいこととしてしまったというような場合に昇給がストップするようなのです。これと一緒に良好なものも、古平町でいきますと特に良好なものも全て昇給されないということでは、これはモチベーションが下がるのは当たり前です。そういう面でも今回の昇給停止ということについては、私は賛成しかねるという立場です。なおかつ国の方針では、公務員の給与を来年度以降も下げ続けるような動きさえ総務大臣が表明しているということです。だから、今回のこればかりでなくて、公務員給与というのはこれからもどんどん痛い目に遭うと。なおかつ、4月から6月まで古平町の場合給与カットを平常に戻しましたけれども、国の、実力で何%カットという、戻しましたでしょう。これでは公務員は踏んだり蹴ったりです。こういう流れは、やはりストップさせなければならないと、そういう前提で今回の条例には反対するものです。

○議長（逢見輝続君） 次に、原案に賛成の討論を許します。

○4番（本間鉄男君） このたびの条例に賛成する意見として一言申し上げたいと思います。

人事院勧告というのは、一般的に言うと従業員300人以上の企業を対象として給料を査定しているというふうにお伺いしております。ということは、300人以上ということは実際には我々の感覚でいうと大企業なのです。だけれども、そういう大企業、我々からとっては大企業だと思ふような、そういうところの給料を平均して、人事院でそれを精査して、それによって給料上げるとか下げるとかいうようなことをやっていると思います。以前にも古平町の景気が大変好ましくなかったとき、それでもやはり人事院勧告で値上げということで何度かあったと思います。私そのときも人事院勧告は基本的に古平町の財政に関係なく上げるときは上げる、下げるときは下げる、これが基本でないかなということでもずっと唱えてまいりました。そういうことで、今回人事院勧告によってこういう条例が地方にも通達が来て改正することなので、それは私は賛成したいと、そのように思っております。ただ、来年ですか、道のほうの職員なんかでも先生方の給料を一般職員給料とするというような方向性も何か打ち出されておりますが、それは道のほうの方針であって、古平町のこの人事院勧告の条例改正に対しては賛成いたすものでございます。

以上です。

○議長（逢見輝統君） それでは、ほかに反対討論の方おられますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、賛成討論ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、議案第54号 古平町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第54号 古平町税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由のご説明をいたします。

事前にお配りしている説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料の2ページでございます。まず、税条例の改正の趣旨といたしましては、ことしの3月30日に地方税法の一部改正がございまして、それが公布されたと、この部分については大部分を5月の臨時会で専決処分報告をさせていただいております。町条例は、3月31日で専決処分し、議会のほうに専決処分報告をさせていただいております。残り、ここの1行目後半にありますように地方税法の施行令の一部改正です。そして、税法施行規則の一部改正の省令、これが6月12日に公布されたことに伴い、今回税条例の改正を提案したところでございます。

内容といたしましては、2番、3点に分かれておりますが、まず1点目、年金所得者に対する納税の便宜を図るとともに、税務業務の効率化を図るため、済みません、公人住民税と書いてしまいましたが、個人です。個人住民税にお直しくください。個人住民税における公的年金からの特別徴収制度を次のように見直すということでございます。1点目としましては、税条例47条の2でございまして、規定内容は公的年金等に係る町民税の特別徴収、中身といたしましては今までは特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に町外に転出した場合に一定要件のもと特別徴収を継続するというものでございます。ちょっとわかりづらいと思いますので、②の下の部分、括弧書きで数行囲んでいます。2ページの下部分、括弧書きであります1行目、現行制度では住民票を異動させると年金からの特別徴収が停止されて普通徴収へと切りかわるが、制度を見直したしまして特別徴収が継続されるようになるということでございます。

戻りまして、②、47条の5の改正でございます。年金所得に係る仮特別徴収税額等の規定でございますが、公的年金所得に係る仮特別徴収税額を前年度の公的年金等に係る所得の年税額の2分の1に相当する額とすると。読んでいただけではわかりづらいと思いますので、ページめくっていただきまして3ページです。3ページの上の表に考え方が、改正前の規定と改正後の規定の文字で並べております。実際数字をもとにして計算例、下の表を見てください。まず、年金所得者の方、年度当初、Nと書いていますが、最初の年度が6万円だったと、次に税額が3万6,000円になると、その次も3万6,000円になるということで、現行の規定によりましては初年度6万円ときには1万円ずつ均等に6回いただいております。ただ、3万6,000円と年税額変わった場合に現行の規定によりまして4月、6月、8月は1万円ずつと。ただ、10月以降の3回分は2,000円ずつということになって、その次の年度、N足す2の部分については4、6、8月については2,000円ずつと。今度逆に10月以降の3回は1万円ということで、これが繰り返していくということでフラットになっていないということでございます。これを改正いたしまして、右側の改正後、最初は1万円ずつ1年間ずつと、2年度目は仮徴収の部分は1万円ずつ、本徴収の部分は2,000円ずつということで、3年目というのですか、2年目に6,000円ずつ均等になるというような改正でございます。

第2点目としましては、(2)、金融所得課税について損益通算の範囲が拡大されるとともに、公社債等に対する課税制度が所得税及び地方税ともに見直されることから、規定の整備を行うということでございます。税条例については、①から⑥までということで3、4ページに書いてございますが、わかりやすいイメージ図を載せております。5ページです。5ページの下の部分、イメージ図とありまして、左側の表といますか、イメージが現行と、右側の部分が適用になる28年1月1日以後の部分について損益通算の関係もろもろ変わってくるということでこちらのほうに記載してございます。

6ページ目、第3点目としまして、総務省の自治税務局長からの通知において、単に課税標準の細目を定める規定については条例の性質上削除することが望ましいとされました。そのことよっての規定の削除を行います。税条例旧附則の19条の2から始まりまして、旧附則20条の5まで削除するというものでございます。

施行日等については、この説明書のほうにも記載してございます。

それとあと、新旧対照表につきましては、事前に配ってございました説明資料の7ページ以降、実は文言は変わっておりませんが、改正後と改正前で入れる字の数を間違っておりました。段がずれたりして比較にならないということで、けさ差しかえということで13枚分の差しかえ表を載せていただきました。そういうことでよろしく願いいたします。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第54号 古平町税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第55号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、議案第55号 古平町高齢者複合施設「ほほえみくらす」の設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第55号 古平町高齢者複合施設「ほほえみくらす」の設置及び管理に関する条例案について提案理由の説明をいたします。

本条例案につきましては、12月6日開催の議員協議会において条例の考え方、概要について説明したところでありますので、今回については条例案の条文に沿って若干の説明をしながら提案理由としたいと思っております。89ページをお開きください。

まず、第1条では目的を載せております。

第2条で設置ということで、この施設のなすべきことを書いております。

それから、第3条では名称及び位置について規定しております。

第4条では、事業内容について規定しております。4条の（1）につきましては、高齢者住宅のことに規定しております。（2）で予備室の使用方法について書いております。（3）として、入居者の日常生活を安心して安全に過ごしていただくための対応について規定しております。

（4）番で高齢者住宅以外の部分、例えば2階の介護事業部分、1階の地域の交流部分についてこの（4）で福祉の増進を総合的に提供するという形であらわしております。

第5条では、安心、安全のための管理人の設置について規定しております。

第6条では、入居定員35名というふうに規定しております。

第7条、第8条については入居者のことについて、また第8条で入居をご遠慮願う方のことについて規定しております。

第9条については、入居の申請方法を書いております。

第10条で入居者の選考、入居者の選考については入居調整委員会の組織を立ち上げた中でその入居調整委員会の意見を聞いて町長が決定するという規定にしております。

第11条では、家賃の決定に必要な収入の申告を規定しております。

第12条で家賃の決定、この家賃については93ページの別表で12月6日の議員協議会でもご説明いたしました。Bタイプ、1LDK、約38平米の所得階層125万以上の方を基準と置いてその家賃額を2万4,000円、それから所得の低い方等に対する軽減措置としてBタイプの中でも行ってあります。さらに、Aタイプは、さらに軽減措置を行っております。Cタイプ、Dタイプについては、2

LDKであること、あと専有面積の関係から多少割高、標準よりお金をいただくような仕組みにしております。

90ページにお戻りください。下段のほうです。第13条で家賃の徴収の関係について規定しております。

次、91ページ、第14条で敷金のことについて規定しております。敷金については、家賃額の3カ月分に相当する額を徴収する規定としております。なお、12月6日の議員協議会でご質問ありました生活保護受給者に対する敷金の関係なのですけれども、福祉事務所のほうに確認したところ、必要経費として認められるそうです。また、退去時の還付金のことですが、他施設に移られた、もしくは息子さんなり娘さんなりのお宅のほうに移られたという場合については翌月の保護費で相殺されるそうです。また、他界なさって退去となった場合には、町のほうから国に対して返還する仕組みになっているそうです。

次に、第15条、入居者の負担する費用として電気、水道、燃料費、これについては戸別メーターを設けた中でそれぞれの生活、ライフに合わせた形としてかかった部分だけいただくという仕組みにしております。

第16条については、本人の責めに帰すべき事由によって何らかのものがあつた場合の賠償を求める規定をしております。

第17条については、管理の代行ということで指定管理制度の導入を考えております。

18条については、指定管理の関係から家賃等の指定管理者の収入とできるように利用料金の規定をしております。

19条については、指定管理者が行う範囲を規定しております。

20条では、条例上町長としているものについて指定管理者と読みかえることのできることに規定しております。

また、第21条では、この条例であらわし切れていないものについて規則等で決めていくということで、今考えていることについては介護事業部分、それから地域交流部分についての細かいことの規定については規則で定めてまいりたいと思っております。

以上、説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） まだ多分決まっていないので、わからないのだろうと思うけれども、たしか来月にこの選考委員会みたいなものを立ち上げると答弁しておりましたけれども、その中でこの入居者を諮るとなっていますけれども、該当者に関しては最初に申し込みした人が優先、該当者であれば、当然その選考委員が綿密にかかわるとは思うのですけれども、先に申し込みした人が優先を受けるといふような、そういうことは考えられますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ご質問あつた件なのですけれども、申し込み順番によって入居決定がされるということは考えておりません。あくまでも募集期間中にあつた申し込み全てを同じ土俵の中で、今元氣プラザの生活支援ハウスの入居決定もそうなのですが、そのお部屋、施設に対して望ましい入居の方の姿像を点数化しております。そういったものと同じような仕組みで考えてお

りまして、ある程度ここは高齢者の住宅ということで自立を基本に考えております。そういった中でその自立度の高い方がということの積算になってくるかと思えます。

○6番（高野俊和君） 僕は、多分単身でもある程度生活をしていける人がちょっと条件がいいのかなという感じはしますけれども、多分ここ配食なんかもすると思うのですけれども、そういう配食サービスなどを使わなくても生活できる人が若干優位にそこに入居できるという、そのような感じはないのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 食事の提供のことについては、実際には全て3食自立でできる方でもたまにはお願いしてというパターンもあるかと思えます。一概には言えないのですが、基本的にはご自分でできる方が優位な点数になっていくのかなと思っております。

○6番（高野俊和君） 同じ質問して申しわけありませんけれども、最後に、そしたら申し込みの期日から期日までの中で選考するというので、順番とかそういうものは全く関係ないという、その期日内に申し込んだ中からこの選考委員で決まるということ間違いありませんね。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 議員おっしゃられるとおり、募集期間内にあった募集を全て同じ土俵の中で、ただ選考委員会の意見を聞いて最終的に決定するのは町長というふうに規定しております。

○9番（工藤澄男君） 91ページの還付金のことについてお聞かせいただきたいのですが、14条の2項に未納の家賃または損害賠償金があるときは敷金のうちからこれを控除した額を還付するとかと書いてありますけれども、実際にこっちに書いてあるとおり例えばの話1万1,000円支払う方であれば3万3,000円だろうと思うのですが、それだけで間に合わないようなときとか、それ以上に例えばまた未納期間が長くなるようでお金で間に合わないようなときはどのような解釈する。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 議員おっしゃられている趣旨としては、多分に考えられる話のかなと。例えば壁を故意に穴あけてしまったというような場合には、事例でおっしゃられた3万3,000円で足りるのかという話が出てくるかと思えます。もしくは、家賃の未納のことについてはちょっとまた別な話になるのですが、まず壊れているものを直すという観点からいきますと、足りないものについては本人に請求させていただこうと思っております。また、亡くなられて退去という場合には、ご遺族の方にお話ししてということを考えております。あと、家賃の滞納のことについては、なるべく滞納というものを発生させないように考えていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 家賃のほうを私ちょっと聞きたいのですが、今滞納させないような方法をとっていきたいということなのですか、万が一例えば物を壊したとかということではなく、ただ家賃を滞納してその金額で間に合わなかった場合には例えば退去勧告とか、何かそういうような方法をとるとかということはあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 家賃の滞納の件については、町営住宅と同じ考えとしまして、保証人の関係だとか、あと退去勧告の関係だとかについては町営住宅の例に沿って物を考えていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 今保証人という話出ていましたけれども、これのどこに保証人のこと書い

てありましたか。ということは、保証人というのがここへ入る人の場合は要らないという。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 条例案でいきますと、第21条にこの条例に定めていない必要な事項については規則で定めてまいりたいと思っておりますので、今規則のほうの制定に向けて準備作業進めておりますので、そちらのほうで入居申し込み、申請書の様式だとか、そういうものにあわせてその辺の規定もしていきたいと思っております。

○7番（木村輔宏君） 家賃については、町長に支払いますと出ています。あと電気、水道についてはということは、これ一般管理者のほうに払うということになるのか。それから、例えば電気代というのは、普通北電で徴収に来ますか振りかえます。というのは、2カ月くらいたってしまうと電気をとめられますけれども、この施設については全部が1つの建物になるから、そういう関係がないのか。それと、もう一つは、家賃については町長がどこに払うということになるのでしょうか。ほかのものについてはこれは指定管理者のほうに払うということになるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 条例案の第18条を見ていただきたいのですが、利用料金という規定ですが、町長は指定管理者にその管理する施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができるというふうに規定しておりますので、家賃等々料金については指定管理者のほうで徴収していただいてその収入にさせていただくというふうに考えております。

○7番（木村輔宏君） ただ、問題は、ほかのものはいいですけども、電気というものは北電で徴収します。普通2カ月くらいたつと電気をとめられます。これは1つの建物だから、建物の中で管理をするから、個人的なものについては別ですよという考え方というか、2カ月たったらだめということにはなるのかならないのか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 電気、水道、それから燃料の関係について、これを規定するというか、この施設をつくる段階でいろいろ考えた中で、個々の契約となると全ての方に基本料金がかかってきます。プラス使った量というふうになってきますので、そこは施設全体として一括契約した中で各戸に戸別メーターを備えております。その戸別メーターから使用量を割り出して、基本料金については多少皆さんにも負担していただきますが、あくまでも使った分だけを支払っていただくシステムづくりをしていきたいと思っております。ですから、2カ月たって未納があったらとめられるとかということは、指定管理者が払わなければそういうことは起きるかと思いますが、そういうことはないと思っておりますので、各居室でとめられるということはないかと思っております。

○2番（岩間修身君） これは、指定管理者に業務委託するのですが、35名入居ということになれば雇用人数が結構なものだと思います。その辺はつかんでおりますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この高齢者住宅については、あくまでも高齢者が専用の町営住宅という考え方をさせていただきまして、ということは元気プラザの生活支援ハウスと同じように常時何名かの職員がいろいろなお世話をしてということではなくて、あくまでも町営住宅に入居するというので、ただ安心、安全、誰かがいるということの安心、安全、気軽に相談できるという安心、安全を保つために管理人を置くこととしております。また、その管理人も24時間365日対応できるわけでないので、介護事業をやっていただく部門との連携をとりながら、1人工ではないですが、ある程度の経費を見たいと思っております。

○8番（真貝政昭君） 93ページの別表です。協議会するときには詳しくはお聞きしませんでしたけれども、この年収に基づいて今回の場合月額家賃額とか決定されています。今課長から説明あったように、高齢者の町営住宅と考えていただきたいということなのですが、面積では比較できないのですけれども、独居の高齢者の収入という点から現行の町営住宅に入居されている方の家賃と今回提案されている家賃とこの比較はされていると思うのです。それと、今回条例が決定されて、その後協議会でそちらのほうから説明があったように性格は違うにしても今の元気プラザに入居されている方の家賃についても見直しがという、そういう説明がありました。それで、これも面積は比較になるかどうかかわからないのですけれども、比較できないのではないかと思いますけれども、収入に基づいて現在元気プラザの入居されている方の家賃、それが実施されていると思うのですけれども、その目安を示していただけないかということです。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、前段の町営住宅に入居されている独居高齢者の方の家賃額ですが、町営住宅の建設年度古いところから新しいところからいろいろありまして、古いところで旭団地あたりでいきますと月額家賃が3,600円、年収が125万を超えても3,600円です。それから、新しい住宅でいきますと、新栄団地で年収が70万から80万の方で2万3,100円、单身の方です。町営住宅については、一番安いところで旭団地を例にすると3,600円、これは年収125万を超えても同じでした。それから、新栄でいきますと年収70から80の間でも月額家賃2万3,100円です。それから、元気プラザの生活支援ハウスについては、年収120万までは家賃はゼロです。それから、120万以上130万未満で4,000円、以下100万ずつ年収が上がっていったら130から140で7,000円になっていったら、今回規定している標準の2万4,000円に近いのが年収180万から190万の方で2万2,000円、190万から200万の方で2万5,000円というふうに規定しております。

○8番（真貝政昭君） 元気プラザに入居されている方の家賃の改定というのは、考えておられるのであれば、古平高校を改良した今回の場合とは全く違うと思うのです。元気プラザに入居されている方は、もともとの条件で、その前提で入居された方です。今回は、新たにつくる基準で入居するかどうかというのを選択される方たちですので、元気プラザに入居されている方たちの家賃改定というのは屋根に上らせておいてはしご取っ払うようなもので、極めて言い方をきつく言えば悪質な大家さんがどう出るかという戦々恐々とした心持ちでいると思われるので、ぜひともそこら辺は繊細に、慎重に対応していただきたいと。

それで、今回の条例案については私は賛成しますけれども、前回は申し述べましたようにこれが妥当かどうかというのはちょっと疑問が残るのです。ただ、前回説明されたようにこれ以上でなければ間に合わないという前提で計算されていますので、そこら辺は賛否を保留にしておいて賛成するという立場をとれると思うのです。賛成討論に立ちませんので、反対討論も立ちませんので、この場で述べさせていただきたいと。元気プラザについての対応を慎重にという点については答弁願いたいです。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 実は、その部分私も一番悩んでいる部分です。ただ、条例改正制定後直ちに今入居されている方の家賃を改定するというふうには考えておりません。経過措置を設けるなり、今入居されている方については現行の家賃のままでいく、そういうことを今どちらで

いくつか、もっといい方法があるかということを検討している最中であります。

○議長（逢見輝統君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第55号 古平町高齢者複合施設「ほほえみくらす」の設置及び管理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで半まで休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時27分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第56号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、議案第56号 古平町水産物流通荷さばき施設の設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産係長（田名辺信行君） ただいま上程されました議案第56号 古平町水産物流通荷さばき施設の設置及び管理に関する条例案について説明いたします。

本条例案に関しましては、12月6日に開催されました全員協議会において基本的な事項を説明しておりますが、改めまして若干の説明を加え、条文を読んでいきたいというふうに思います。

第1条、この条例は、水産物の衛生管理及び鮮度保持と魚価安定向上を図り、もって水産業の振興に資するため、地方自治法第244条の2の規定に基づき、古平町水産物流通荷さばき施設の設置及び管理に必要な事項を定めるものとする。

第2条、施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

第1号、名称、古平町水産物流通荷さばき施設。

第2号、位置、古平郡古平町大字港町438番地1。

こちら大変申しわけありません。この差しかえの議案を見ていただきたいと思います。

第3条、荷さばき施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体

であって町長が指定するものにこれを行わせることができる。

第2項、前項の指定に係る手続その他の事項については、古平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に定めるところによる。

第4条、指定管理者は、荷さばき施設を使用する者の利便に供するため、次の業務を行うことができる。

第1号、荷さばき施設等の管理運営。

第2号、水産物の水揚げ、荷さばき及び蓄養に関すること。

第3号、前号に掲げるもののほか、町長が使用者の利便に供するため必要と認めた業務。

第5条、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けて、次に定める開場時間及び休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

第1号、開場時間、午前5時00分から午後7時00分まで。

第2号、休業日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日。

こちらにつきましては、現状東しゃこたん漁協で行っている市場の管理規定に基づいて開場時間及び休業日を定めております。

第2項、指定管理者または荷さばき施設の業務に従事している者は、古平町個人情報保護条例第4条の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに荷さばき施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

こちらの個人情報保護条例につきましても指定管理するに当たり必要な規定ということで定められておりますので、この条例で規定することとしております。

第3項、前項の規定は、指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

第6条、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、又は停止することができる。

第1号、この条例及びこれに基づく諸規定に違反したとき。

第2号、公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。

第3号、その他荷さばき施設の管理上適当でないと認めるとき。

第7条、使用者は、指定管理者の指示に従い、施設の秩序、諸規定を遵守し、施設及び備品等を破損又は滅失してはならない。

第2項、使用者は、荷さばき施設の使用を終わったとき、又は使用を停止されたときは施設を直ちに原状に回復しなければならない。

第3項、使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを執行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

第8条、この荷さばき施設の利用料は無料とする。

第9条、指定管理者または使用者が、建物または設備その他備付け物品を破損又は滅失したときは、町長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、町長は損害賠償額を減額又は免除することができる。

第10条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○7番（木村輔宏君） 第5条の日曜日及び国民の祝日に関する法律でこの日は休みだというけれども、例えば大謀とか、そういう定置網の人たちが日曜日でも大漁になったとき、でもこれ休みと決めてしまうとかってまずいのではないですか。

○水産係長（田名辺信行君） 第5条の第1号、第2号では基本的な事項を定めたものでありまして、休業日に関しましては町長が必要と認める場合臨時に休業することができるという規定もございますので、それらも含めながらその時々に対応していきたいと。現状の運用方法と同じというふうに理解してくればいいと思います。

○4番（本間鉄男君） 今の休業の部分なのですけれども、今このほかに月に1回から2回、年間何十回ですか、市場休みというのが全国的にあります。そういう場合には、例えばこれこのまんまでいくとそれには該当しないみたいな話になります。ですから、そういう市場休みだとか、例えば休みの次の日市場があるという場合に前の日にやはり市場に魚を入れておくとか、そういうのが一般的に行われていると思うのですけれども、その辺は含めて附則で補うようなあれつくっていくのでしょうか。

○水産係長（田名辺信行君） いわゆる休業日の詳細に関しましては、指定管理者を予定している東しゃこたん漁協と協定を締結した中で弾力的に運用していけるように検討していきたいというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 私は、この時間についてちょっと伺いたいのですけれども、5時から晩の7時までとなっていますけれども、漁師の方々は結構夜遅くまで魚で作業されております。もしこれきちっとこのまま5時にあけて7時に閉めるのであれば、その外した魚とかそういうものは全部結局船のそばに置くか何かをしなければだめだということになるので、だからこの時間をきちっと決めるというのはどうも漁師の人方には当てはまらないのではないかと思いますのですけれども、どうでしょう。

○水産係長（田名辺信行君） 現状の東しゃこたん漁協の業務規程の中でもこのように開場時間を設定してございます。したがって、町が指定管理するに当たっても同様の考え方で規定し、指定管理を行わせると。ただし、そういった個々の事情がございますので、そのあたりについては指定管理者と協議し、お互いに不手際というか、やりにくくならないような状況で運用を進めていきたいというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 確かにそのとおりだと思います。実際に例えば夜遅く入ってくる船もあるだろうし、朝最も早く入ってくる船もあるだろうし、そのときによって漁師の方々の仕事というのは一定されていません。ですから、時間は確かにこのとおり決めてはいいのだろうけれども、やはりある程度余裕というのか、それから寛容な考えを持ってその人方がある程度きちんと作業できるような体制をつくってやるためにはやはり時間を多少ずらしてやれるような体制をつくっていただきたいと思うのですけれども、どうでしょう。

○水産係長（田名辺信行君） 第1号、第2号でそれぞれ時間と休業日について規定しておりますけれども、第1項であらかじめ町長の承認を受ければこれらを変更することができるというふうに規定しておりますので、そちらの規定を運用しながら弾力的に取り扱いを定めていきたいというふうに思います。

○5番（堀 清君） 前回の全員協議会のとき基金のこともちょっと説明していたと思うのですが、そのものはこの条例案に記載というのはしていかないのですか。

○水産係長（田名辺信行君） 基金に関しましては、また基金の設置に関する条例が別に制定しなければならないということなので、この指定管理者、荷さばき施設の設置、管理条例につきましてはその部分の記載はございません。

○8番（真貝政昭君） 今答弁あった基金とのかかわりなのですけれども、実際指定管理者で当たる団体は漁協しかないということなのです。それで、本来であれば国が半分、あと町と事業者の漁協が4分の1ずつという、それが成り立てばこんな条例なんかつくる必要もなかったのですけれども、基金の関係で前説明ありましたけれども、一定の年数基金にお金を入れていけば事は足りるということなのだけれども、そう考えますとこの条例はいつか消える条例でもあります。その日程というか、段取りをやはり示すべきでないかと。10年なら10年でこの条例の使命は終わるというめど、それと場合によっては漁業ですから、条例を廃棄する年数だって早まる可能性もあります。一定の条件が指定管理者のほうから示されれば、この条例の使用価値もなくなるわけですから、そういう段取りというか、ある程度示してもらえませんか。

○副町長（田口博久君） 今のご質問ですけれども、おおむねの目安として20年を想定しています。前回たしか協議会でもお話ししたかと思いますが、補助金を受けた施設を無償で譲渡して補助金の返還などが生じないためには10年、補正予算債という起債をこの施設に充当しています。この起債の償還期間が終わるのが20年、したがってその期間が終わった後に無償譲渡というようなスケジュールを今考えております。

○8番（真貝政昭君） 20年となれば、この会場に参集される方たちは行政には全く関係なくなる年齢です。ですから、やはりこういうものだということをきちんと議会側でも町側でも営々と引き継がれるように、ぜひ忘れないような措置をとっていただきたいと思うのですが。

○副町長（田口博久君） そういった部分につきましては、借り入れが多分来年5月に……起債の借り入れ時期によってその償還期限が決まってきます。20年でも何月というような部分が出てくると思います。それが確定した段階でこの条例の附則の改正ということも視野に入れて、そうすることによって対応できるのかなというふうにも思っておりますので、その点につきましては今後将来に向けてきちんと形を残しておくという部分で検討させていただきたいと思います。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第56号 古平町水産物流通荷さばき施設の設置及び管理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第57号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、議案第57号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） ただいま上程されました議案第57号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明を申し上げます。

この改正条例案につきましては、先ほど決定いただきました議案第54号 町税条例の一部改正条例、この改正条例のうちの上場株式等にかかわる改正部分、この部分が国保税の所得割の算定においても同様に必要となることから、改正するものです。また、削除する条文につきましては、これも先ほどの町税条例と同じように単に課税標準の計算の細目を定めたものであるから削除したほうがいいという総務省からの通知に基づき、削除するものでございます。

以上、条文の説明については割愛させていただきまして、町税条例と同様の理由、そして施行期日につきましても同様に平成29年4月からの施行分ということで説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 副町長の今回の税条例でも同様にということだったのですけれども、これ株とかでもうけた人を得させる内容のものなのですか。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします、答弁調整のため。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時48分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○課税係長（小原和之君） 今回の金融所得課税の一体化につきましては、理由としましては現在人口減の社会において貯蓄率の反転上昇による金融資産の増加を期待することがだんだん難しくなってきたと。そういうことがございまして、現存する金融資産を効率的に活用することが経済の活力維持につながるのではないかとということがありまして、一般個人のそういう投資を促すために上

場株式や投資信託に対する利便性を高めたということが一番の今回の改正の内容だと思います。

○8番（真貝政昭君） 専門的でわかりません。そしたら、国保会計という点から考えて、収入、それから考えたら国保会計にとってはマイナスなのですか、プラスなのですか。

○副町長（田口博久君） 説明資料の5ページのこのイメージ図なのです。ですから、その資産を持っている方によって変わってくるのではないかと考えています。詳しいことはちょっとわかりませんが、左側のほう見てください。今まで上場株式、それから非上場株式、株式同士での損益通算でした。それから、下のほう、一定の公社債という区分でした。これが右のほうに移ると、上場株式と特定公社債の利子、これらの損益を通算します。そして、非上場株式、斜めに株式同士での損益通算だったのが株式を上場株式と非上場株式というふうに分けて、そして右の下のほうの非上場株式と一般公社債の損益通算、だから上のほうは上場株式と特定公社債の損益通算、下のほうで非上場株式と一般公社債の損益通算ができるようになったと。それ以前は株式同士、公社債同士での損益通算だったと。こういった変更ですので、その資産を持っている、株式等を持っている方の状況によって損得といいますか、そういった形出てくるのではないかと考えられます。ですから、一概に国保にとってどうなのかということにもつながらないのかなというふうにも思います。

○議長（逢見輝統君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第57号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第58号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、議案第58号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第58号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の変更について。

本件については、工事請負額の変更について、予算についてご決定賜ったところですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づいてこの変更契約について議決を求めるものであります。

それで、朝お配りしました議案第58号説明資料という1枚物を見ていただきたいのですが、12月

6日の議員協議会で各設計変更内容についてご説明いたしましたが、それらを建築主体工事、電気設備、機械設備、それから外部工事に分けて比較しますと上段の表のとおりになります。それで、上段の表、当初の設計金額について税抜きで4億5,027万円でしたが、今回の設計変更により4億8,608万円、差額3,581万円となっております。

それで、入札の結果による落札率の関係がございますので、真ん中の計算式で新しい請負金額が幾らになるのかという計算をしております。分母で当初の設計金額、それから分子で入札金額と今回の設計変更の新たな設計金額で計算しまして、最終的な請負金額を4億8,362万円、税込みで5億780万1,000円となります。

それで、これは古平福祉会と共同で建設している施設ですので、古平町の持ち分0.83589、まださらに続くのですが、その割合に応じて町の負担分を計算しますと、税抜きで4億425万5,451円、税込みで4億2,446万8,223円となります。

議案100ページにお戻り願います。それで、記としまして、工事名、平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事。2、請負金額、変更前3億9,320万4,922円、変更後4億2,446万8,223円。3、契約の相手方、住所、古平郡古平町大字港町3番地、氏名、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 説明資料を見ているのですけれども、計算の仕方としてはもともとの設計金額から新設計金額というのを大枠で出して、そして入札率で掛けているのですけれども、入札額は入札額で変わらないで、ふえた分の設計金額に落札率を掛けるだけのそういう違いでないかと思うのですけれども、それと同じ数字になるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 恐らく計算すると同じような答えになってくるかと思うのですが、小数点の切り方によって多少端数が変わってくる可能性がございますので、設計変更の計算の仕方、設計変更から請負契約の変更の計算の仕方は一般的にこの数式を使われているというふうに聞いております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第58号 平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 諮問第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（本間順司君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明をさせていただきます。

本件につきましては、現委員であります佐々木鉄男氏から一身上の都合によりまして来年3月の任期満了をもって委員の職を辞したい旨の申し出がありましたので、その後任といたしまして長く教員を務められ、最後は古平中学校長で定年退職されました坂下肇一氏を次期人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

坂下氏は、人格、識見ともに高潔であり、人となりは皆様方もよくご存じのとおりで、適任者であると思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成25年12月19日提出、古平町長、本間順司。

記としまして、住所、古平郡古平町大字浜町103番地、氏名、坂下肇一、昭和27年4月19日生まれ。

参考としまして、現委員は、氏名、佐々木鉄男、任期、平成23年4月1日から平成26年3月31日までということでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時03分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。本件は、異議ないものとして答申したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については異議のないものとして答申することに決定いたしました。

◎日程第17 意見案第14号

○議長（逢見輝統君） 日程第17、意見案第14号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第14号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第14号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 陳情第5号

○議長（逢見輝統君） 日程第18、陳情第5号 生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

総務文教常任委員長から、お手元に配付したとおり委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定により省略することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号につきましては委員長報告を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。お手元にお配りしました委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 生活保護基準の引下げ等制度改悪をしないことを政府に意見書提出を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第19 陳情第9号

○議長(逢見輝統君) 日程第19、陳情第9号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

総務文教常任委員長から、お手元に配付したとおり委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定により省略することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号につきましては委員長報告を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。お手元にお配りしました委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号 希望する教職員全員の再任用と必要な交付税追加措置の意見書採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第20 陳情第15号

○議長(逢見輝統君) 日程第20、陳情第15号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択をもとめる陳情(請願)書を議題といたします。

陳情第15号につきましては、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号につきましては委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第15号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択をもとめる陳情(請願)書は採択することに決定いたしました。

◎日程第21 陳情第16号

○議長(逢見輝統君) 日程第21、陳情第16号 「「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」を求める」意見書採択を求める陳情(請願)書を議題といたします。

陳情第16号につきましては、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号につきましては委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第16号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号 「「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」を求める」意見書採択を求める陳情(請願)書は採択することに決定いたしました。

◎日程第22 陳情第17号

○議長(逢見輝統君) 日程第22、陳情第17号 2014年度及び2015年度の北海道後期高齢者医療の保険料値上げに反対する陳情書を議題といたします。

陳情第17号につきましては、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第17号につきましては委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第17号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第17号 2014年度及び2015年度の北海道後期高齢者医療の保険料値上げに反対する陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第23 陳情第18号

○議長(逢見輝統君) 日程第23、陳情第18号 秘密保護法の「廃止」を求める陳情書を議題といたします。

陳情第18号につきましては、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第18号につきましては委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第18号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第18号 秘密保護法の「廃止」を求める陳情書は採択することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時11分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第24 一般質問

○議長(逢見輝統君) 日程第24、一般質問を行います。

一般質問は、堀議員、鶴谷議員、高野議員、工藤議員、中村議員、真貝議員、本間議員の7名です。全部は終われませんが、何名か順番に発言を許します。

最初に、堀議員、どうぞ。

○5番(堀 清君) 私は、今回10月の23日に古平町農協が解散すると総代会で決定されました。そのことで組合のことについて町側のほうに少し質問したいと思います。

まず、町側と組合というのは本当に当初からの関係が深かったわけなのですが、最終的に

は財務内容が伴わないということで組織の解散ということになったのですけれども、そういう中で基本的には組合員がゼロになるわけではないのですけれども、現在今基本的には専業で食べているというのが三、四軒なのですけれども、またあとの人方は大概兼業農家で推移しているのですけれども、そういう中でやっぱり組織がなくなるということは現場からすると大変なことで、当初10年くらい前に要するに行革の中で自分たちのやっていた信用事業の廃止というものも自分たちの中でやってきているのですけれども、当初考えたときにはそれくらいなら大丈夫だろうと捉えていたのですけれども、現実問題やっぱり組織が金融を扱うことができない大変さ、せつなさというものを痛感しながら現在まできていたという形の中で最終的に解散ということになったのですけれども、やっぱり行政としても現場の組織がなくなるという面では結構さまざまなことが大変になってくるのかなと思っているのですけれども、そういう中で行政サイドが組織というものがなくなったときの課題点等々がございましたら、説明してもらいたと思います。

それとあと、現場の生産者に対する行政の対応ということなのですけれども、直接には行政が現場の組合員に手を差し伸べるということはできないとは思っているのですけれども、間接的な対応はできているのですけれども、基本的には今最大限大変だなと考えられるのが用水の問題と米の種のことなのですけれども、現在今ぴりかというのが組織サイドで生産に協力している段階で種の物流が決定するというような形の取り決めがあるのですけれども、そういう中で組織がなくなると当町の現状の枠というのがゼロになるのです。だから、そういう面になってくると当町で生産されるぴりかというものが生産できなくなるという状態なのですけれども、そこら辺の直接には手助けはできないのだけれども、例えば関係機関等々にそこら辺を頼み込むだとかということではできると思っているのですけれども、そこら辺の対応ができるかできないかということで聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○町長（本間順司君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

通告書と違っていろいろ詳しくお話してくださいましたけれども、今まで農協という組織はございました。ただ、我々も農業振興という立場でいわゆる農協の仕事をも肩がわりするよううちでいえば産業課の仕事がございました。でき得れば、そういうことも本当は農協でやっていただければよかったのかなという気がしますが、今となってはしようがないのですけれども、そういう中で解散を決議されたということでございます。解散されたとしても、この地域には新おたる農協というのがございますので、組合員の方々がそちらのほうに、いわゆる会員になれるというようなことも新おたる農協から伺ってございます。ですから、その会員になるにしても出資金等につきましてはそんなに、目標では50万円ということでございますけれども、1口1,000円ということでございますので、そんなに多く出資しなくても組合員にはなれるということも伺っておりますので、そういうふうになればある程度大きな組織の中で組合員としてやっていけるのではないかなというふうに思っております。その場合に新おたる農協さんにも相談した結果、正式な農協解散後といいますか、いわゆる清算が終わって、1月が会計年度ですので、それが終わってから2月に古平に向いて新おたる農協で説明をしていただけたということも聞いておりますので、農家皆さん方を活用しながら新しい気持ちで新たな農業展開をしていただければなというふうに思っております。

す。

それから、2点目の水利関係でございませうけれども、農協さんが解散するというようなことで農協さんのほうから用水路の用地を含めて水利権をも譲渡するということが現在手続を取り進め中でございませう。大変水利権の譲渡につきましては難しい問題もございましたけれども、ある程度容易にできるというようなことでありましたので、そのとおりに取り進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、水稻の種子の関係でございませうけれども、これにつきましても新おたる農協ではある程度まとまった種子の量であれば、かえって古平農協がかつて単独で購入していたよりも若干安い金額で、新おたる農協自体が大量に購入するものですから、そういうことで購入することはやぶさかでないというようなことでございまして、それらにつきましても先般太陽農場の関係者が来られまして、太陽農場さんも肩がわりして購入できるような話もされておりましたので、その点につきましては心配がないのではないかなというふうに思っておりますので、どうぞ新おたる農協の加盟につきましても皆さん方でご検討願えればなというふうに思っております。

○5番（堀 清君） 水利権のことに対しては、本当にきちとした形の中でやってもらいたいと思います。

あと、水稻の種の問題なのですけれども、ぴりかとの絡みの中で、別な種類というのは何ぼでも買えるのですけれども、ぴりかだけが地域限定というか、そこら辺の枠組みがある種なのです。だから、例えば今の状態の中で全員の田んぼをつくっている方がおたる農協の組合員になったとしても、その中であくまでも新おたる農協の実績というような形の中でしか対応できないのではないかなという気はするのですけれども、そこら辺は相手あることだから、町長に答弁せといっても大変だろうけれども、結果的には今の段階では当初ぴりかできた時点から私が米の検査等々をやってきた中でその種の更新ができていないのです。ということは、要するに当町にぴりかの種は来ていたのですけれども、ごく一部の方がそれを独占していた状況の中で全体としての種の配付というものができていない状態の中で、あくまでも生産者がぴりかですと出荷してくるものですから、それはそれなりに検査やってきたというのが現在までの形なのですけれども、今後はそういったことも多分できなくなると思うのですけれども、だからやっぱり生産者として種が更新できないというのは重大な問題なのです。だから、そこら辺の協力体制というか、ケアが今の段階では個人の対応だけではちょっとというところ結構ありますので、そういう中で道だとか支庁だとかというような関係機関も含めた中で対応をとってもらいたいというのが現場からの声ではないかなと今代弁しているのですけれども、そこら辺の対応だけちょっと答弁願います。

○町長（本間順司君） ちょっと余り言われていることが理解できないのですが、今まで古平の分につきましてはある特定の方だけがぴりかを扱っていたというような中で、ではほかの農業者の方はそれを使わせてもらっていなかったのかということが逆に質問したいというふうな感じなのですが、その辺の中身的なものを私に聞かれてもちょっとわからないのですけれども、何かがあれば振興局なり、一番大事なのはホクレンさんのほうの種の所有するほうだと思うのですけれども、新おたる農協さんとも相談しながら対応していきたいなというふうには思っておりますけれども、

その辺はもう少し詳しい話を担当のほうにも話していただければなというふうに思っております。
○議長（逢見輝統君） それでは、ここで40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時37分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、鶴谷議員、どうぞ。

○1番（鶴谷啓一君） 今回の一般質問ですけれども、2点ほど町長にお聞きしたいと思っております。

まず、最初の東北行政視察についてというのは、本来9月の定例で聞く予定でしたけれども、私自身の都合によりましてそのまま今回出させてもらったのですけれども、今回東北行政視察に町長も同行いたしました。行政視察を終えて何か古平町に今後の防災について思ったことがあったらお話し願いたい。

次に、税金の滞納でございますけれども、今回広報ふるびらに11月号、12月号に平成24年までの滞納額を全額載せましたが、これが載せたことが本当にいいのか悪いのか、かなりの反響はあります。それで、なぜ今回初めて全額を載せたのか、町のお考えをお聞きしたい。

そして、2番目としては、これちょっと細く聞いてくれということではいろんなあれがありましたので、税金の科目ごとにちょっと思ったことを聞いてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。24年度の滞納者が延べ436人ですが、そのうち多重滞納者は何人ぐらいいるのかお知らせ願いたいと思います。

次に、町民税についてですが、これについては町長権限で給料とか財産とか差し押さえができると思ったのですけれども、そういうことをしたことがあるのかどうかお知らせ願いたい。

次に、公営住宅の使用料についてですけれども、これには保証人がついていると思いますが、保証人までのお話しした件数がありましたらお知らせ願いたいと思います。

次、水道については、水道を2年間の間にとめた件数があるのか。これもなぜ2年という期間を問うたかという、法律上では2年間で本人の申し出があれば2年以降その前のやつが払わなくていいというような、そういうのをちらっと聞きましたので、その2年間の間に水道をとめたという件数がありましたらお知らせ願いたいと思います。

それから、財政課収納係が2名おりますが、1年間の予定表とか計画表とか、そういうものがありましたらお知らせ願いたいと思います。

以上でございます。

○町長（本間順司君） 鶴谷議員の一般質問にお答えいたしたいと思います。

7月の初旬でしたか、改めて現地を訪れて感じたことは、まずもって貸し切りバスで現地を踏査しながら、被災地域が余りにも広範囲にわたっていることから、隣接自治体との補完関係が大変厳

しかったという印象がございます。そして、原発事故が放射能汚染まで招いてしまったことは世界でも本当にまれで、我が国でも初めてのことでありました。その重大さに驚愕させられたことと、さらには地殻変動による地盤沈下をもたらすさまざまな影響が被災住民の心を複雑化させ、復興の大きな妨げとなっているものと感じ取ったところでございます。あれだけ多くの犠牲者を出した震災であり、まずは安心、安全を図っていくことはもちろんではありますけれども、同時に人の心の意識改革が最も重要であるというふうに痛感したところでございます。釜石市の防災教育の方針は、大いに参考としなければならないというふうに考えておりました。そのためにも機会あるごとに防災訓練は欠かすことができないものであって、できるだけ多くの方が参加できる環境づくりを進めてまいりたいというふうに思います。特に子供たちに対する防災教育は、かなり釜石市では進んでおりましたので、教育委員会とも相談しながら今後とも防災教育に力を入れてまいりたいというふうに思っております。

それから、防災拠点となる庁舎等の被害によって行政の中核機能が失われた自治体も少なくなかったということで、我々も視察したところがそうでもございました。本当に悲惨な状況でもございまして、本町庁舎の経年は全道一に達しているということでもありまして、早期の建てかえを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、改めてのご支援をよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

それから、大きい2点目の①でございまして、地方自治体の財政の状況等々につきましては以前から公開というふうなことになっておりまして、各決算等の公表につきましてはやってきてございまして、それらの中にもいわゆる滞納額が示されております。今回たまたまそれを集めて申し上げたところでございまして、町民の皆さんに納めていただいている税金は町政サービスを提供する上でも必要不可欠な最も大切な財源であります。滞納があると、税収が減って十分な町民サービスの提供が困難になるなど大きな影響を及ぼして、また納期限内に納付した人との間に不公平が生じております。そんな関係でこれらの滞納額をふやさないためには、新規滞納者を発生させないことが重要でありまして、納税は国民の義務とのことから、納税者自身が自主的に納税する自主納付が本来の姿でございまして、であるからして、町民として意識を高めていかなければならない、そのようなことから今回の広報紙掲載というふうになったところでございまして、その点重々ご承知おき願いたいというふうに思っております。

それから、②の24年度の滞納者……済みません。24年度の未納額の滞納繰り越しの実人数でございまして、これにつきましては279人ということでもございまして、そのうち税目2つ以上の滞納があるという方、いわゆる多重滞納者でございまして、この実人数は104人というふうになってございまして、1税目のみの滞納者が175人、それから税目2つ以上の多重滞納者が104人、先ほど申し上げましたとおりでございまして、税目別では全部で10税目がございまして、2つの税目で62人、それから3つの税目で29人、それから4つの税目で12人、5つの税目が1人ということで、合計104人というふうな状況になってございまして、議員おっしゃっている436人というのは、いわゆる延べ人数でございまして、実人数がただいま申し上げた数字でございまして、ご理解願いたいと思います。

それから、町民税について給料または財産差し押さえをしたことがありますかという3つ目の問いでございますけれども、平成24年度につきましては財産等の差し押さえとして自動車税の還付金、あるいは所得税の還付金につきまして11万1,890円ほど差し押さえしており、また滞納処分を前提とした徴収権の引き継ぎをしている小樽道税事務所と後志広域連合が実施した差し押さえ分を合計いたしますと、平成24年度としては47万4,510円の差し押さえを実施したところでございます。今後につきましても小樽道税事務所、あるいは後志広域連合と連携を図りながら、より一層の滞納額の縮減に努めてまいり所存でございます。

それから、4つ目の公営住宅使用料などにつきまして保証人の対応でございます。近年では、平成24年3月に滞納者4人、それから25年6月に滞納者3人に関係する保証人に通知してございます。この滞納者につきましては、事前の納付催告通知にもかかわらず、それを完全に無視した者でございまして、いわゆる一部納付だとか納付誓約、あるいは納税相談のいずれもない方でございました。通知文には、保証人に納付を求める場合があること等の文言や滞納者への納付指導のお願いということで記載して通知文を発送してございます。

それから、5つ目の水道料についてでございますけれども、給水停止の問題でございます。近年では、平成21年に2件、それから平成22年にも2件を給水停止してございます。平成24年、25年につきましては事前の給水停止予告通知を行いましたが、一部納付あるいは納付の約束を得たために給水停止はしていないということでございます。参考までに給水停止の予告通知件数は、平成24年度が17件、それから平成25年度が15件ということで通知をいたしてございます。

最後、6つ目、財政課収納係の1年間の予定表でございますけれども、予定表はつくってございます。その予定表を基本にしまして、分割納税相談、あるいは督促、催告書の発送、それから滞納整理強調月間の設定、それから納税推進強調月間の設定、そして小樽道税事務所及び後志広域連合への徴収引き継ぎや国保の短期証の発行、対象者の納税相談を実施するなどして税收確保に努めているところでございまして、ここにその計画書がございまして、余り町に出回ると滞納している人がいついつこういうことがあるのだというふうに構えてしまうものですから、余り表には出たくないということで、そんなことでよろしいでしょうか。そういうふうなことで、こういうふうな一覧表をつくって年間の計画を立てて実施してございます。そういうことなるべく滞納を減らすように頑張っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○1番（鶴谷啓一君） 1点目の東北行政視察ですけれども、今町長は大体感想文的に答弁なされました。だから、実際に私は知りたいのは、町長がこの視察を終えて古平町にどうしてもこれだけはやっぱりやらなければならないなというものがあったらお話し願いたいというのが本音でした。そこで、私は今でも一番今回の視察で何が残っているかということ、てんでんことというのが随分、ただてんでんことというのはどこへ行っても言われました。これは、町長もさっき言われたようにとにかく子供たちの防災訓練等に使われている、また一般町民でもそういうふうにてんでんこという、東北に行ったらとにかくてんでんことという言葉が今でも残っていると。そういう状況の中で古平町で私自身、町長がどういうふうに考えるかは別として、私自身が今回の東北視察については古平町ではこれだけはやってもらいたいという要望がございまして、というのは、現地を視察して、町長

も一緒に行きましたので、そのときに私はたまたま南三陸町でしたか、最後の挨拶する状況が1回だけありましたので、そのときに今回町長と一緒にしまして、この4月に町長選があって、古平町でも安全、安心なまちづくり、防災のまちづくりという観点でとにかく戦って4期目を当選されてきょうこういうふうに現地視察に参りましたということで南三陸町で挨拶したと思うのです。そういう中でとにかく私が感じたことは、いろんなところに行きましたけれども、釜石市あたりではとにかく一番印象に残ったのが管理道路です。これが釜石だったですか、語り部さんの人も乗かってとにかく……管理でない、避難道路のところにも行ってきました。そして、何年か前の市長さんが津波が前にあってそういう被害を二度と起こさないということで、とにかく港町みたいな状況のところ崖の上に避難道路をつくっていました。それで、今回その人たちが、急な階段もありましたけれども、とにかく全員助かって、幾ら聞いてもやっぱり逃げるのです、そういう避難道路があれば。だから、それをとにかく古平町でも避難道路の対策整備が急務ではないかなと、まずこれを思いました。

それで、古平町にそれを転換するならば、まず沖町、それから沖町では一番最後の道路あります。これは、古平は独特、雪も多いので、冬でもとにかくロータリー車が1台でも、除雪車が1台でも行けるような、普通車1台と言ったほうがいいのか、そのぐらいの道路でもいいから、とにかくそういう冬でも除雪できる体制ぐらいの避難道路をつくってもらいたいと思うのです。それで、沖町は一番奥のほうに斜面があります。その斜面上って上に駐車場なり、ロータリー回れるだけのそういう避難道路をつくってもらいたいと。それから、沢江町は、丹後さんの裏に細い道路がありまして、今回階段とか何段かつきました。その上のほうにずっと道路を延ばして沢江町の上町のどこかにおりる状況ができないだろうかと。それから、浜町については、古平高校、今老人施設になるのですけれども、これは古平町にとっては長期避難場所としてはまずあそこでしょうと、高校になるという状態です。そうすると、冬になると、今道路1本は確かについていますけれども、2車線の道路がついてはいますが、あれが非常に急なのです。それで、とにかくもうちょっと行ける道路がないかと。これが本当に浜町でもとにかく、あそこ冬になってもし上って行ってスリップでもする車がいれば、もうそれでアウトです。それで、今、昔の今城建設さんの横、お寺さんあります。願雄寺さんのあの横に道路あります。それからキタダテさんの裏、それを通して斜めに上っていくと本当に一定の勾配で、行って現場を見てきました。一定の勾配でキタダテさんのうちの裏を通して今城さんの昔の、今角田建設だか、その道路の横に2車線の道路をつくと非常に楽に行けるスペースがあるのです。それを町側買えるかどうかわかりませんが、そういうふうにして何とか避難道路は、あそこは本当にぜひとにかくやってもらわなければ、最終的に古平にもし万が一そういう災害があった場合にはあそこが拠点になるだろうと、そう思いますので、何とかその道路も避難道路として整備してもらいたい。それと、もう一点は、港町、あそこも見てきましたけれども、旧稲倉石鉾山の道路がございます。あれを整備して何とかやってもらいたい。これだけは何とか、今回東北視察を終えて本当に避難道路の重要さというものが身にしみたような状況であります。

それから、先ほど町長が言っていました小中学校の防災訓練、これを何とか月に1回とか、そう

いう観点で授業の一環としてやらしてもらえないだろうか、そういうふうにもし、教育長でも町長でもいいのですけれども、そのあれです。これは、釜石では子供たちから大人、小中学校、高校までとにかく徹底して教育をしているのです。そのおかげで今回の地震では一人も犠牲者を出さなかったと。犠牲者出たのは、たまたま休みだった5人だけだったというような釜石の奇跡というように言われている状況でありますので、何とか古平でも、小学校は高台に今建っていますから、それはそれなりに防災訓練はいいのですけれども、中学校はあそこ一番危険です。万が一津波が来たら、一番先に被害をこうむるような古平川のすぐ河川の横です。これをぜひ何とか高校まで逃げるとか、それから防災訓練をやらしてもらいたいと思っておりますけれども、それがなぜこの釜石では小中学校、高校にそういう教育をしようとしたのかということ、私聞いたのです、市に視察に行ったときに係の人に。どうして大人の方はあれなのですかと言ったら、防災訓練やったけれども、最初は来ましたと。やるごとにずんずん、ずんずん来なくなって、一般町民は来なくなったと。それで、では考え方を転換して小学校、中学校、高校と、これを徹底してとにかく教育しよう。それがやがて高校をおりて大人になって、それが全部全町民にわたってくると。長い年月をかけると小中学校、高校やっているとそういう状況でありますので、ぜひこれも古平で参考にしたいと思います。

それと次、税金滞納でありますけれども、これが1億という数字が今回初めて出たのです。それで、やっぱり町民の方が本当に先ほど言いましたけれども、反響はあるのです。たまたま私のところに町営住宅に入っている人が何人か遊びに来まして、本当に古平でこんな1億も税金滞納あるのですかと、まずこれです。古平町では何やっているのですかと、まず町言いました。では、町長は何やっているのですかと。こんなに1億も滞納させておく町は何やっている。次は、町長に来ました。町長は一体何やっているのですか。次に、町会議員に来ました。あなたたち町会議員何やっているのだ。これ一体どういうことなのだと。私も町営住宅に入っていますよと。だけれども、年金よりもらっていません。だけれども、年金の中から住宅と水道だとか税金はみんな払っています。そして、本当に少ないので生活をしているのですよと。では、これはどうなのですかというのが私に言われた。そして、とにかくこれを細かく聞いてくださいということで、これずっと並べたような状況なのです。それで、とにかくこの1億という数字が躍りましたので、それで町民がみんなびっくりした。それで、まだいいのです。救われているのです。というのは、ずっと1億というのが、1億950万ですか、それがずっと何十年も続いてきていると思っております。それまで俺言わなかったのですけれども、今回。これ聞いて、町長何らの反論して、それからお話ししますということで何も言わなかったのですけれども、これは5年間です。5年間で1億950万という状況です。これ知ったらまたびっくりします。町民皆さんは全員は知らないはずで。そこです。欠損金で5年間出すと、24年度では2,300万ほど欠損金で落としています。大体2,000万ぐらい前後で5年間ぐらいやっても、大体年間2,000万ぐらいずつの税金の滞納を欠損金として落としていっていると。古平町にとっては2,000万って大きいです。それで、全体のこれは聞きましたので、そこで最後にその2人がいますよねということを知ったのですけれども、町長からはとにかく一生懸命やっているのですから、それなりのあれだと言うのですけれども、それがそれなりにやっているのはわかるので

すけれども、町長初め、その課の課長なり、任せるだけではなくて、とにかくもっとスムーズに町民が税金を納めれるような体制をつくってもらいたいと思うのですけれども、その辺は町長の考えもしありましたら、何かいい方策がありましたらお話し願いたいと思います。

○町長（本間順司君） 鶴谷議員のおっしゃるいわゆる避難道路、我々も重々それはわかってはございます。ただ、古平町ばかりではなく、あの震災以後さまざまいろんな自治体でそういう避難道路等々も考えながらやってはいるものの、なかなか財政的な支援が受けられない。かといって一般財源を使ってではできるかという、そういう状況でもない。いろいろ工夫しながら、我々のほうでも1次避難のための取り付け道路等々も何力所かやってまいりました。現時点では、それが精いっぱいではないかなというふうな気がしてございます。鶴谷議員のおっしゃったさまざまな箇所、それは我々も視察しながらちょうどいい道路になるところがあるなというふうには思っております。ただ、いずれにしてもそれらを正式に工事するとなれば、本当に町の財政が逼迫するくらい大変な工事になるかというふうに思います。ただ、では古平町がいわゆる東日本大震災みたいな規模での災害になるかという、この間の避難訓練でもありましたように最大限7メートルくらいの津波を予想しながら避難訓練を行って、まあまあ時間内には間に合っただろうというような、言ってみれば気休めみたいなものなのですけれども、現在はその辺で取り進めていく、そして地域の方々の協力を得ながらそういう草刈りも一緒に協働でやっていきたいなというふうな我々の考え方でございます。それこそ被災地の視察に行ってきたような、いわゆる車も通れるような、そういう立派な道路が本当はつくればいいのですけれども、先ほど申し上げましたとおり財政がなかなか許してくれないというのが現状でございます。ですから、今回道のほうでも施行するのは、道南のほうの本当に崖が迫った地区が、では道でやりましょうというようなことで避難道路の建設を始めたばかりでありまして、なかなかそれが全体に及ばないというのが実情かなというふうなことでございますので、おいおい財源を見つけながら整理していきたいというのは我々の本音でございます。

それから、いわゆる子供たちの防災教育、これは本当に大切だなということで、先ほど申し上げましたとおり教育委員会とも相談しながら、それから学校とも相談しながら、その教育は進めていくべきだなというふうに思っております。

それから、先ほどの滞納の問題ですけれども、これは税ばかりではなくて、税といえば税なのですけれども、水道料から住宅使用料から何かたくさん入ってございます。それを合算したのが1億950万だということでご理解はされていると思いますけれども、なかなか、一旦課税はします。さまざまな経済情勢の中でどうしても納められない、あるいはそれこそ倒産してしまった、夜逃げしてしまった、そういう形の中で残った積み重ねがそういう数字になっているということで、本当に差し押さえをしたくても差し押さえをするものもないというような、特に最近では不動産の価格が全然あってないようなもので、差し押さえしても入ってこないというようなことでございます。それから、給料を差し押さえしましても、それこそ個人の生活がある、そういう中で個人の生活分は除いた部分で税にもらわなければならないというようなことで、そうすれば全然税に入ってくるような金額にもならないというようなことで、毎年ご承知のとおり不納欠損の形では落としてはおりますけれども、それこそこういう経済が停滞している中ではなかなか入ってこないというのが実情

でございます。役場が怠けているかということ、そうでないし、担当も一生懸命やっているところでございます。たまたまそういう経済情勢というものが大きく作用しているということをご理解願いたいというふうに思います。では、古平だけがこんなに多いのかということ、ある程度ほかの例えば財政力の強い農家主体の町でありますと、いわゆる組合勘定というものをつくって、課税されたらその組合勘定から納めてもらっているというのが多い。では、古平もそれこそ以前も申し上げたかと思いますが、漁協のほうにそういう組勘をお願いしたところ、税金より自分たちの借金のほうが先だということで組勘も得られなかったと。そういうことで納税組織体みたいなものが崩れてしまっているというようなことでなかなかきつい、そういうのが古平町の現状でございます。いつも申し上げているとおり、いわゆる漁業の町、海岸線は特にそういうような状況が多いということでございますので、その辺も説明していただければなというふうに思っております。できる限り本当に努力はしていますけれども、今後そういう大きな金額にならないような工夫をしながら取り進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○1番（鶴谷啓一君） 済みません。ちょっとオーバーしましたけれども、今1点だけ聞いて終わるので、とにかく町長、第1点目の避難道路、これはなかなか財政の問題で大変だということでございますけれども、古平町はついているのです。何か計画すると、いろんな形でついているのです。これいつも言っています、私は。だから、これも具体的に計画を立てて、とにかく今でしょうと。今やらなければいつやるのですかというようなことで、今この避難道路自体が町長が後世とにかく名を残せるチャンスでもあるのです。男になれるチャンスでもあるのです。だから、今計画してそういうふうにやっていくと、とにかく。もし万が一こんなことあっては困るのですけれども、万が一津波でも何でもあったときに、町長がここ道路つくってくれて助かったと、そういう後世に残せるチャンスなのです、今。だから、ぜひ考えてとにかくこれを何とか、国のほうも今防災に対しては非常に話に乗ってくれる段階ではないかなと。先ほど東北とか、そっちのほうを優先してだろうと思うのですけれども、そこを何とか町長頑張ってもらって、そしてこれだけは何とかやってもらいたいと思います。

そして、税金のほうですけれども、税のほうは今回初めてこの1億何ばという金額を載付けました。これをぜひ毎年載付けてもらいたい、これが私の要望なのですけれども、その辺はどうでしょうか。

この2点だけ、簡単にだけ答弁でいいですから、ちょっと最後をお願いしたいと思います。

○町長（本間順司君） 私の名前は、後世には残らなくても結構でございます。我々もある程度そういう防災関係の避難道路の関係も当てにはしておりました。ですけれども、やはり相変わらずそれに対する財源手当てはないということでございますので、どうしても一般財源でやらなければならないというように今二の足を踏んでいるというところをご理解願いたいと思います。

それから、税の滞納関係でございますけれども、一度載せてしまったものですから、これは来年以降もどういう形で載るかわかりませんが、続けてまいりたいというふうに思っております。

◎延会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま会議途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決しました。

◎延会の宣告

○議長（逢見輝統君） 本日はこれで延会いたします。

延会 午後 4時16分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員